

平成 2 8 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月15日（木曜日）午前10時00分 開 議
午後 3時49分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 木村 恵 議員
2. 伊藤 新一 議員
3. 御家瀬 遵 議員
4. 五十嵐 美知 議員
5. 植村 真美 議員
6. 竹村 恵一 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	1	木村 恵	1. 介護予防・日常生活支援総合事業について 2. 移住・定住対策について 3. 空き家対策について
2	7	伊藤 新一	1. 環境衛生について 2. 子育て支援について
3	9	御家瀬 遵	1. しごと・ひと・まち創生総合戦略の重点

順序	議席番号	氏名	件名
			施策について 2. 住環境整備について
4	2	五十嵐美知	1. 市長の氏名表示について 2. 人口減少対策について 3. 生活困窮者自立支援制度について
5	3	植村 真美	1. 災害対策について 2. 公文書の管理と取り扱いについて 3. さらに人材力を活かす市の職場環境づくりについて 4. 中心市街地の活性化対策について 5. 農林業の調査について 6. 独居高齢者の葬儀の対応について 7. 地域とともにある学校づくりのあり方について
6	4	竹村 恵一	1. 高齢者が生きがいを

順序	議席番号	氏名	件名
			持って生活できる社会の形成について 2. 地域資源を活かしたまちづくりについて 3. 豊かな未来をつくる学校教育について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君
- 2番 五十嵐 美知 君
- 3番 植村 真美 君
- 4番 竹村 恵一 君
- 5番 若山 武信 君
- 6番 向井 義擴 君
- 7番 伊藤 新一 君
- 8番 獅畑 輝明 君
- 9番 御家瀬 遵 君
- 10番 北市 勲 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 菊島 美孝 君
- 教育委員会委員長 山本 由美子 君
- 監査委員 早坂 忠一 君
- 選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉 君
- 農業委員会会長 田村 元一 君

- 副市長 伊藤 嘉悦 君
- 総務課長 町田 秀一 君
- 企画財政課長 伊藤 寿雄 君
- 税務課長 下村 信磁 君
- 市民生活課長 野呂 道洋 君
- 社会福祉課長 井波 雅彦 君
- 介護健康推進課長 斉藤 幸英 君

- 商工労政観光課長 林 伸樹 君
- 農政課長 菊島 美時 君
- 建設課長 熊谷 敦 君
- 上下水道課長 杉本 悌志 君
- 会計管理者 あかびら市立病院事務長 中西 智彦 君
- 永川 郁郎 君

-
- 教育委員会 教育長 多田 豊 君
 - 学校教育部 学校教育部長 尾堂 裕之 君
 - 社会教育部 社会教育部長 蒲原 英二 君

-
- 監査事務局長 大橋 一 君

-
- 選挙管理委員会事務局長 町田 秀一 君

-
- 農業委員会事務局長 菊島 美時 君

○本会議事務従事者

- 議会事務局長 栗山 滋之 君
- 総務議事担当主幹 野呂 律子 君
- 総務議事係長 安原 敬二 君

(午前10時00分 開 議)

○議長（北市勲君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番若山議員、8番獅畑議員を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（北市勲君） 日程第3 これより、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、介護予防・日常生活支援総合事業について、2、移住・定住対策について、3、空き家対策について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 通告に従い、質問をしていきます。

まず冒頭、初めに一言話したいと思います。まず、けさの新聞にも載っていましたが、臨時国会のほうでは国民の賛否が分かれる重要法案、これについて政府自民党が最終盤に矢継ぎ早に可決、成立を図りました。TPP関連法案、事実上のカジノ法案であるIR法案、そして年金制度改革法案などです。これ全てに共通することは、国民の過半数以上の方が反対や慎重に議論をすべきと思っていることではないでしょうか。そういった国民の声を聞かずに採決を数の力で押し切ってしまったことには非常に残念

でなりません。国民の不安は、今出ている問題点がしっかりと説明されずに決まってしまう、この先どうなるのか、将来自分にかかってくる負担や未来像をしっかりと示してほしい、こういうことだろうと思います。国民の声を聞く政治に転換していかなければいけないと思います。

そこで、赤平市の行政において、市民のこういった不安の声をしっかりと受けとめて説明をし、納得を得ながら進められているのでしょうか。説明を聞き、市民が納得できるように議論し、決めていく、ここに私たち市議会議員の責任があると改めて考えさせられます。ことしの市議会定例会もきょう、あす2日間ですので、最後までしっかりと市民の代表として議論、採決に臨みたいと思います。

質問のほうに入ります。大綱1、介護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きをします。

①、チェックリストについて、国は要支援1、2の方を対象に介護予防事業として実施している訪問型、通所型サービスを介護保険事業から市町村が主体の総合事業に移行するため、一昨年から2年間を経過措置と決め、来年4月から全ての保険者で実施することとしています。近隣市では、先行して移行しているところもありますが、赤平市では来年4月からになります。

まず初めに、介護認定の期間が定められていますが、そこで重要な変更点、チェックリストの導入です。国は、基本チェックリストを支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た方に対して、簡便にサービスにつなぐためのものと位置づけています。しかし、厚生労働省老健局振興課の資料によりますと、介護予防、生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、基本チェックリストで判断し、要介護認定等を省略して介護予防、生活支援サービス事業対象者とし、迅速なサービスを利用可能にするのとあります。これにより、チェックリストを優先した場合、介護認定の申請ができず、必要なサービスが受けられない、こういうことも出てくるのではないのでしょうか。赤平市のチェックリ

ストに対する考え方をお聞きします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） チェックリストにつきましてお答えいたします。

国は介護保険法改正に伴い、介護予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護につきまして、全国一律の基準に基づくサービスから市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行させることにしました。当市におきましては、移行準備に一定の期間を設けることから、平成29年4月から総合事業を開始することとしています。サービス事業のうち、訪問型サービスと通所型サービスの対象者は、要支援認定を受けている、または要支援に該当する状態にある方とされ、要支援に該当する状態の方は平成29年4月以降に要支援認定の更新を迎えた方で、基本チェックリストにより要支援者に該当する状態と確認された方としています。新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行させるための判断基準として、25項目の基本チェックリストやサービス希望者へのモニタリングで行うこととされていますが、それだけでは十分な判定を行えないこともありますことから、介護予防サービス利用希望者には従前同様に介護認定申請をしていただき、かかりつけ医師による身体上、または精神上的障がいの原因である疾病または負傷の状況等に関する主治医意見書と介護認定調査員による日常生活を営む上で行う食事や排せつ、移動、入浴等の基本的な行動を確認する日常生活動作に関する調査を行い、医師や保健、介護の専門職で構成されている介護認定審査会に諮り、要支援1、2と判定された方々には原則として従前どおりのサービスを提供することとし、判定の結果、軽度で非該当となった方及び当初から新たな介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用のみ希望する方を基本チェックリストの対象として移行していくことを予定しております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 サービス希望者に

ついては、いきなりチェックリストでの判断ではなく、従前同様の介護認定申請をもらって判断するということ、また希望者は認定されれば従前どおりのサービスが受けられるということ、また該当しなかった方で新しいサービスを希望する方にはチェックリストを使っていく、こういう方針だということが確認できたと思います。

国の方針は、先ほども言いましたが、簡便なサービスにつなげるといいながら、本丸は介護、医療費の削減であります。チェックリストによる簡素な判断で、希望するサービスが受けられなくなるようなことはあってはならないと思います。しかし、近隣自治体でもチェックリストありきで判断していくところがあることも、これまた事実であります。チェックリストのサンプルを見させていただきましたが、暮らしぶり、その2の5項目、ここは認知症の可能性ということですが、また、心の5項目、これは鬱病の可能性をそれぞれチェックする項目になっていますが、認知症や鬱病などは日によって症状が出たり出なかったりしてきます。つまり簡便化などと言ってチェックリストで判断をしてしまうと、初期の段階で見落としをしまい、重篤化を招くおそれ、これも非常に大きいと言えます。

今のご答弁のように赤平市の判断は、これ大変適切ではないかと考えます。申請に対してですが、しっかりと認定判断をして、希望のサービスにつながるように対応をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。②です。既存のサービスの継続についてお聞きします。6月の質問でも答弁をいただきましたように、財源については国のほうで2014年の実績に75歳人口の伸び率、これに乗じた額を保障していくとしています。しかし、これ減額されずとも上限が決まっているならば、高齢化が進む今、利用者のほうがふえていった場合、市と市民の負担、これがふえてくると思います。一方、厚労省が目指すように事業者が行っている今の既存のサービス、この内容を緩和して単価も現行以下に引き下げる、こういった新しいサービスに位置づけてこう

いうものを行っていく、これが都会を中心にやる自治体がふえてきています。既存のサービスの継続ということですが、その中から単価を引き下げ目的で基準緩和したサービスへ変更する、これがふえてくると利用者の重度化につながってくるのではないかと思います。また、事業者の報酬も当然下がることになりますので、事業者の方針が転換されていったり立ち行かなくなったりという懸念も出てきます。そこで、既存のサービスを継続するに当たって、今言った市民負担あるいは基準緩和、こういったところについてのお考えをお聞きします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

当市におきましては、既に要支援1、2と認定された介護予防サービスを受けられている方々につきましては、本人が新たなサービスへの移行を希望しない限り既存のサービスの継続を基本とし、新たなサービスの利用のみに移行させることは行わない考えでいます。また、既存サービスを緩和することにより、必要とする十分な支援を受けられずに介護度が重くなることによっては、逆に介護給付費等の支出増加につながることもあり得ますので、高齢者が施設入所に頼ることなく、介護予防サービスの利用や地域の皆さんの見守りなどの支援を受けながら、住みなれた地域において元気に自立した生活を少しでも長く続けていくことが介護給付費の抑制や市民負担の軽減にもつながっていくものと思っていますので、現状の介護予防サービスにおいて内容を極端に緩和したサービスの導入は行わず、引き続き必要とされるサービスは提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 希望すれば既存のサービスを継続していくということと、極端なサービスの緩和は行わないということで、現在の介護給付費を抑制しようと基準緩和に走っていきますと、

逆に将来の介護給付が増加する、こういうことを防ぐという内容の答弁だったのかと思います。

介護予防サービス、これは文字通り重度化、重篤化を予防するサービスです。生活援助のヘルパー派遣の回数を減らしたり、また時間を短縮したり、報酬も下げる、そういったことをしていくと、自治体が事業者に対して要望できるような内容ではないと思います。基準緩和サービスに走らず、ヘルパーさんと利用者さん、会話の時間を長く持つことにより細かく目が行き届き、小さな変化を見逃さない、そういった効果があると思います。それによって、長い目で見ると市民負担の軽減につながっていくのではないのでしょうか。こういった考えの答弁だったと思います。極端に緩和したサービス、こちらの導入は行わないということ確認できましたので、次の質問に移りたいと思います。

③の質問に移ります。新たなサービスについて伺います。申請をしたが、認定に至らなかった、あるいは非該当となったが、不安がある、そういった方の重度化を防ぐためにも、新たなサービス、こちらのほうが大切になってきます。そのために赤平市では経過措置期間を十分に使いながら組織づくりをしてきたと思います。多様なサービスの中で、訪問型、通所型それぞれどのようなサービスを選択し、実施していくのでしょうか。訪問型ではAからD、通所型ではAからC、これ事業主体が事業者であったりボランティアであったり、いろいろありますけれども、こちら現在どちらを使っていくという方針がありましたら、お聞きをします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 新たなサービスの導入につきましては、平成29年4月からのスタートを目指していますが、訪問型サービスにつきましては現行の訪問介護に当たるヘルパーによる生活支援援助等の支援のほか、住民主体の多様なサービスとしまして、訪問型サービスEに分類されるボランティアによる見守り、話し相手、ごみの分別排出などを見込み、通所型サービスとしましては現行の

通所介護のいわゆるデイサービスのほか、既存の介護予防教室として社会福祉協議会に委託をしている介護予防教室かえでを充実させ、通所型サービスAに位置づけをし、また通所型サービスBとしましては、ボランティア等による高齢者の居場所づくりとしての高齢者サロンやコミュニティカフェ、ゆる元体操などを見込んでいるところですが、訪問型及び通所型ともに住民主体のサービスの提供につきましては、エリアサポーターの方々が中心にボランティアで携わっていただくため、支援への理解と習熟度を上げていく必要があることから、少し時間を要することもあり、実施時期がずれ込んでいくことが見込まれますが、一日も早く実施できるよう引き続き準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 訪問型サービス、通所型サービスともにボランティア、いわゆる住民主体のB型で行うということでした。実施時期には少し問題があるという答弁が最後のほうありましたが、また通所型A型、いわゆる緩和した基準によるサービスに位置づけられておりますけれども、社会福祉協議会に委託している介護予防教室のかえでを位置づけるとありました。そこで、かえでというのは現在どのような内容で、これをどう充実させて位置づけていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） お答えいたします。

介護予防教室かえででは、介護認定を受けてはいないが、身体的に虚弱で、このままでは要介護状態になるおそれがある高齢者を対象に運動や口腔機能の維持、改善、栄養改善、認知症予防のための認知機能低下防止のプログラムを1回3時間程度、週2回会場までの送迎つきで開催し、参加される高齢者からは好評をいただいています。今後は要支援1、2や基本チェックリストにより判定された方を対象

に本人が希望する場合には参加を奨励していきたいと考えています。事業内容としましては、通常のプログラムだけではなく、季節によっては野外での活動やこの時期では餅つき大会、買い物ツアーなどを開催するなどのプログラムの工夫を行い、参加者からは次も参加したいとお話をいただいていますので、開催回数の増加や参加意欲が湧くようなレクリエーション的な要素もさらに取り入れたものにしていくため、社会福祉協議会と工夫してまいりたいと思っております。

介護予防につきましては、継続して行っていくことが重要でありますので、より多くの高齢者の参加を得て楽しみながら介護度の悪化を防止していくことができる介護予防教室としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 今のかえでというのは、既存のサービスを緩和する方向ではなく、介護予防教室を格上げするような形ということです。今話にありました、特に認知症の予防、先ほども言いましたが、これ初期が大変重要だと思います。来年度からは小学校、中学校でも認知症サポーターですか、取り組まれるということですので、しっかりこれ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、送迎つきの開催ということも今ありました。社会福祉協議会のほうですけれども、予算、人員配置など、これ充実していかなければ難しいのではないかなという印象を受けました。介護予防、高齢者対策については、来年度予算に向けてもしっかりと要望を上げていただき、充実していただきたいと思っております。

また、先ほどの答弁でも通所型サービスB型に関しては、高齢者サロンやゆる元体操など既に確立しているものがあるから、そちらで対応するということでした。そうしますと、現段階でやはり問題になってくるのは、恐らく訪問型サービス、通所にも言えると思っておりますけれども、ボランティア主体という

ところになるのかなと思います。見守りや話し相手、ごみ出しなどの生活援助、ここのボランティアの担い手の確保、また配置、運営、こういったことで実施時期にもというお話だったと思います。大変重要なポイントだと思います。

そこで、次の質問のほうに移りますが、担い手部分、エリアサポーターの皆さんに協力をしていただきたいと、お願いをしていくことになると思います。④の質問に移ります。エリアサポーターについてです。担い手の新たな選択肢として、6月に答弁をいただきました、これも。エリアサポーター養成講座に80名以上の市民の方々参加があったということでした。エリアサポーターの皆さん抜きに今回の総合事業への移行はできない、これは今のやりとりの中からも言い過ぎではないのかなと思います。

そこで、エリアサポーターについてですけれども、どのように協力をしていただくのか、また先ほど答弁されました住民主体の新しいサービス、これについて具体的にまとまってきたと思いますので、お聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

エリアサポーターにつきましては、社会福祉協議会のボランティアコーディネーターに生活支援コーディネーターを委嘱し、協力した中で地域密着型エリアサポーターの養成研修を行い、78名のエリアサポーターが誕生しました。エリアサポーターの方々には、各地域においてボランティアとして高齢者の支援活動を行っていただくもので、個別の活動としましては高齢者の話し相手やごみの分別、排出等の身体介護以外の簡易な生活支援活動や安全に配慮した介護予防運動のゆる元体操初級指導者認定講座を受講修了したサポーターによりますゆる元体操を町内会、老人クラブ等で実施し、また複数のサポーターと協力し、高齢者の集いである高齢者サロンやコミュニティカフェを行うなど予定しています。エリアサポーターは平岸地区、茂尻、百戸地区、住友市街

地区、文京地区、昭和地区、若木、幌岡地区の6地区に分かれ、それぞれ活動の内容を地区ごとに協議し、平成29年4月からの本格的な活動に備え、一部地域においては試験的に活動をしていただいております。この活動を行っていただくことによりまして、支援を受ける高齢者のみならず、活動する方のサポーターとしてのやりがいや自身の介護予防につながるものと思っています。また、ボランティアによる活動とはいえ、支援を受ける側にとりましては、支援実施の確実性や継続性が期待されますことから、活動を支援していくためにも有償ボランティアとすることを予定しているところです。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 訪問型は6地区に分かれて活動していくということです。また、有償ボランティアということも今述べられました。このことは、以前にも答弁があったと記憶をしておりますが、きょうは地区のほうも細かく説明があり、計画も進んでいると感じました。

私、6月の議会で、一般質問でボランティアの方々が多数これに参加してもらえるのか、またその方々でしっかり補完できるのか、まだ不透明ではないかというような質問を、最後に指摘をしましたけれども、十分進められてきたのではないかという印象を受けました。しかし、実際には78名ですか、サポーターの方、本当にどのぐらいの方が協力してもらえるのか、あるいは6地区と言われましたけれども、地区ごとのサポーターの方、人数に偏りはないのか、また答弁にありましたが、ゆる元体操の初級指導者認定講座、こちらの受講者や修了者の課題などもあるのかと思います。その部分、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

エリアサポーターにつきましては、地域によっての人数のばらつきもあり、全ての地区で同じ支援を

開始することは難しいと考えていますが、サポーターとしての習熟度が上がってきた段階で、サポーターが少ない地域で地元のサポーターと協力して支援をしていただくこともお願いしていきたいと思っております。また、サポーターの養成研修につきましても、数年に1度の間隔で開催し、より多くの方々にサポーターに就任していただき、高齢者支援活動を広めていく予定です。また、ゆる元体操初級指導者認定講座につきましては、22名のサポーターが認定を受け、既に地域で活動していただいている方もいますので、この認定講座につきましても北翔大学の協力を得て今後も継続して開催していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 地域間には実際に偏りがあるということで、それに対する考え方も連携をしていくという内容だったと思います。また、今後継続していくため担い手の養成、ふやしていく方針というのも述べられたと思います。

また、22名ですか、サポーターの方の22名がゆる元体操の初級指導者認定、これも受けているということが確認できたと思います。

北翔大学の関係も今述べられましたが、ぜひ北翔大学の卒業生の方には赤平に来て住んでいただきたいと、そういうことにつながってほしいと思いますけれども、高齢者の方の介護予防、これは高齢者の方の健康を持続させる、また世代間の交流を生む、そして結果として医療費や介護費が減っていく、そういった側面を持ちます。ぜひ赤平市今までやってきたことも含めまして、先進地となるべくこういったことに予算を充てる、人を充てる、そういうことをしていただきたいと思います。菊島市長はどういうふうにお考えでしょうか。

こういった問題は現場の職員の方に聞きますと、ボランティアふえてもボランティアの方に、ではお願いしますとすぐできるものではないと言っております。必ず職員の方も必要になってまいりますの

で、そういったところしっかりと予算とか人的配置考えていただきたいと思います。高齢者の方が住みやすい赤平市にさせていただけますようにぜひよろしくをお願いしたいと、こう思います。

次の質問に移ります。大綱の2です。移住・定住対策についてお聞きします。現在赤平市では、しごと・ひと・まち創生総合戦略がスタートし、子育て支援住宅の整備や持ち家住宅建設、土地購入、また中古住宅の購入など各種助成事業、また子供医療費の無料化の拡充や高校通学費等の助成、保育料の軽減などかなり子育てに力を入れ、移住者の呼び込みや流出に歯どめをかけるといった施策を行っております。この総合戦略についての進捗状況、また評価は昨日委員会でも報告がありましたので、一つ一つは取り上げず、今回はこの秋に民主、公明、共産、3党派合同で視察に行ってきました島根、鳥取の2町の取り組みのほうから大綱2の質問をしていきたいと思っております。

そこで、まず①ですけれども、ワンストップ窓口についてです。視察に行きました邑南町では、日本一の子育て村を目指し、先駆的に子育て支援を推進し、移住者呼び込みを行ってまいりました。中には赤平市ほどソフト面では助成していないものもありました。しかし、効果がしっかりと出ていました。数字を挙げますと、人口の自然動態、大きな増加は出ていませんが、出生率は一昨年在り2.07、昨年在り2.46ということになっていました。そして、社会動態では3年間連続でプラスに転じているということでした。そこには、徹底した移住、定住者ケア、サポートがあったということが大変印象的で、住宅、仕事、子育て環境、また近所づき合いに至るまで、ワンストップで対応をされていました。そこで、赤平市のワンストップ窓口ですけれども、現在どのくらい問い合わせがあるのか、また本当に仕事、住宅、生活支援等内容がワンストップでできているか、移住に結びつかなかった問い合わせ、そういったものがあり、問題点などが出てきていないか、お聞きをします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） ワンストップ窓口についてお答えをさせていただきます。

移住、定住の促進は国の地方創生事業の一つでもありまして、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略におきましても、移住者向けワンストップ窓口の設置が重点施策として位置づけられておりまして、本年4月より企画財政課内に担当主査を配置したところでございます。ワンストップ窓口におけるこれまでの相談状況といたしましては、移住後の住まいに関する問い合わせが多く、空き家住宅など移住後の住宅について8件、民間賃貸住宅助成事業について7件、おためし暮らし住宅について4件の相談を受けております。これらの問い合わせに関しましては、ワンストップ窓口で回答できるものが大半を占めておりますが、公的住宅や保育所入所など、ほかの課にまたがる問い合わせにつきましては、担当課と連携をしながら回答していただいております。

移住を希望されている方の多くは、民間賃貸住宅家賃助成を行っていることも要因と考えられまして、民間賃貸住宅や戸建ての賃貸住宅を希望されておられますが、当市におきましては民間賃貸住宅の戸建ての賃貸住宅などの物件数そのものが少なく、ご希望に添えないことがありまして、そこが問題点となっております。しかし、民間賃貸住宅の建設、土地購入助成を実施したことも起因となりまして、徐々にではありますが、この住宅件数は増加傾向にあります。今後とも空き家バンクでありますあかびら住みかエールの周知を図り、戸建て住宅の賃貸物件につきましても登録を促進するよう努力をしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 当然移住ということですから、住宅についての問い合わせが主になっていると思います。住宅関連の問い合わせにはしっかりと対応ができていたと感じました。そして、やはり民間賃貸住宅助成など、こういったものをして

いるからやっぱり問い合わせを生んできているのかなと思います。

今の答弁で重要なところは、保育所などの問題です。そこで、担当課と連携して回答しているというところになりますけれども、ワンストップ窓口でわからないことがあり、担当課に電話を回すと、このようなことでやっていきますと、これはワンストップというのはちょっと言えないのかなというふうにも感じます。確かに保育ですとかそういったことの資料をそろえて、ワンストップ窓口でやるとなると知識も資料も多くなり、1人、2人で対応していれば大変にはなるとは思います。しかし、例えば住宅の空きがあり、希望とあったと、しかし保育所のほうを担当課に回してみると、空きがないから移住できないということになります。最初から保育所のほうを聞いていなければ意味がないことになってくると思います。担当されている職員の方に聞いてみましたが、担当でないことは答えられないと、だから担当課に回しますと、あるいは調べてから後からこちらから折り返しお電話をしますと、いろいろ工夫をしてやっているということでした。本当に移住者を呼び込みたいという気持ちがあれば、ワンストップ窓口はただ受け答えをするというよりは、QアンドAをつくるとか、マニュアル化をしていくとかして強化をしていかなければならないのではないのでしょうか。保育、建築、介護、また国保など問い合わせ来ると、確かに対応難しくなってくると思います。ほかの課にお願いするということになるとは思いますが、電話を回された方が感じるのは、たらい回しにされたというふうになるのではないのでしょうか。最初からまた同じことを説明しなければならぬのかということにもなります。ぜひそういったところも十分強化して各課連携で、本当の意味でのワンストップ、本当の意味での移住、定住者ケアをしていただきたいと思います。

そして、ソフト面、いわゆる助成事業とかは、例えば保育料は無料にということ菊島市長も述べられておりましたが、現在の今の半額、これをしてい

ることにより、既にこれだけ問い合わせが来ているのではないかと思います。助成事業できるならどんどん、どんどんやっていきたいと思いたすけれども、問い合わせが来ているという現状を考えますと、むしろハード面のほう、受け入れ、住宅であったり保育所であったり、そういったところのほうにこれから力を入れていくべきではないかとも考えます。今の民間賃貸とかのこともありました、今答弁の中で重要だったこと、もう一点は戸建ての民間賃貸住宅が少ないというところだと思いますので、この後の質問のほうでやっていきたいと思いたす。

②の質問に移ります。まず最初に、おためし暮らしのほうになります。②のおためし暮らしについて、アとして、現状と空き家活用についてお聞きをします。赤平市のおためし暮らしの現状は、現在どのようになっているのでしょうか。おためし暮らし住宅が1戸しかないことから、申し込みを受けられないケースもあったということをお聞きしております。申し込みを断るといことは、やり方によってはもっと効果が出てくるのではないかと考えます。今後の拡充について、空き家住宅の活用、また空き施設の活用など考えられていると思いたすが、計画はどのようになっているのでしょうか。また、冬場に申し込みが少ないことから、12月、1月のモニター募集がされました。そちらの状況とあわせてお聞きしたいと思いたす。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 現状と空き家活用につきましてお答えをさせていただきます。

おためし暮らし住宅につきましては、赤平市に移住を検討している方を対象に一定期間市内での生活を体験をしていただき、赤平への移住促進を図ることを目的として、平成22年度より事業を開始しております。利用者の実績といたしましては、主に関東圏、関西圏の方が多く、これまで延べ39組、79名の方が赤平で生活体験を行っていただいております。おためし暮らし住宅の拡充につきましても、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に位置づけられて

おりまして、現在医師住宅1戸のみの活用となっているため、抽せんによって体験をお断りするケースもございまして、今後医療施設やスーパー、飲食店など利便性のよい市街地と、また自然を満喫できる郊外との2地域における空き家の実態把握とともに、活用可能な家屋を検討するほか、商店街振興対策協議会などとも連携を図りながら、複数組が利用できるような施設等も考慮いたしまして、おためし暮らし住宅の件数をふやしてまいりたいと思いたしております。

また、これまで冬期間におけるおためし暮らしの利用者が極端に低いことから、今年度初めてモニター募集を行ったところ、岡山県在住の方1件の応募がございまして、12月13日から1カ月間赤平での生活を体験していただいております、モニター事業終了後には赤平で実際に体験をしていただいた感想をもとに、今後の参考とさせていただきますほか、市ホームページ内の移住、定住支援サイトに記事を掲載し、利用促進に役立ててまいりたいと思いたすので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 延べ39組、79名の利用があったと、主に関東、関西の方ということでしたけれども、移住につながっているケースも出てきていると資料にありましたので、効果が出ているのかなというふうに感じております。ただ大きな数字ではないかもしれないですけれども、やはりこういう戸数をふやししながら、こういった抽せんにならずに断らないようにできるだけやっていると、もっと効果のほうが大きくなると思いたす。また、冬期間のモニター募集も岡山県から13日から、今ちょうど来られているというご答弁だったと思いたすけれども、モニター終了後はぜひ移住していただけたらいいと思いたす。今の答弁で、モニター終了後に感想をもらうということでしたけれども、この辺はちょっと意見が分かれるかもしれませんが、終了後ではなくて利用されている間に不便な点はないかな

ど、こういったコミュニケーションを図っていったらどうかと思います。せっかく来ておためし暮らしをされているので、住みたいと思ってもらえるように、できることはどんどん行っていったらどうかと思います。

また、戸数をふやすほうも検討段階には入っているようです。複数組が利用できるような施設、集合住宅みたいなのところというのは、私も全く同じ考えですので、ぜひ実施につなげて行っていただきたいと思っています。

次の質問のほうに移ります。次のイのショートステイとしての利用についてお伺いします。視察に行った日南町では、もともと学生寮だった物件を改修して短期滞在型集合住宅として活用をしていました。おためし暮らしと併用です。総事業費は約9,000万円とのことで、過疎債と鳥取県の移住定住促進交付金、これで行ったそうであります。この施設は、おためし住宅と町内の高齢者の方が短期間生活利便のよい場所に滞在することのできるショートステイ住宅の両面を持ち、交流ルームを備え、住居者同士の相互扶助、移住、定住促進を図るものというものでした。また、廃校の一室を全面改装した定住促進住宅、こちらのほうも行っていました。冬場にどうしても申し込みが減るという赤平市の現状もあわせて考えた場合、おためし暮らしの住宅の今後についてショートステイの併用なども考えてみてはどうかと思いますが、お聞きします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） ショートステイとしての利用についてお答えをさせていただきます。

現在おためし暮らし住宅は1週間以上、1カ月以内の利用期間となっております。北海道移住促進協議会の担当者研修会や情報交換の中では、短期間の利用となりますと北海道は観光客が多いために、旅行の宿泊受け入れ先として利用されている地域もございまして、これが課題となっているという話も伺っております。当市においては、あくまでも移住体験という目的から1週間以上の利用に制限をさせて

いただいております、この目的を優先するといった考え方に変わりはございませんが、ショートステイにつきましても移住は何かきっかけになるかわからないということもございまして、経済効果にもつながる可能性もありますので、今後利用者のアンケートを行っていくほか、先ほど申し上げましたおためし暮らし住宅数の拡充後の利用状況も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 宿泊施設がない赤平市ですので、旅行の受け入れ先、宿泊の受け入れ先としての活用というのは目的には沿わないかもしれないけれども、それでもそんなに悪くない考えなのかなという感じを個人的には受けますが、確かに目的は移住体験ですから、多少ずれると思います。しかし、答弁にありましたように何がきっかけになるかわかりませんので、空きが多い冬場に合わせてそういったことも検討してみることも可能かと思えます。

私が聞いたショートステイ、見てきたショートステイというのは、日南町町内の方、高齢者の方が住みよいところに一時移り住むと、その高齢者の方と移住、おためし暮らしをされている方が交流をするというようなことだったのですけれども、赤平市でも冬場に雪が大変とか、買い物に行くのが大変ということで、冬場だけ子供さんのいるところに移るという方いらっしゃるのです。そういった方のケアをしていくことが今後空き家を生まないですとか、市内の経済にも影響してくるので、そういうところに着目してはどうかということだったのですけれども、いずれにしてもこれ当然今戸数1戸しかないの、交流もできないので、またこれは戸数がふえたときに改めて質問をしたいと思えます。いずれにしても1戸しかない状況というのを早く拡充して受け入れ態勢を強化していただきたいと、こう思います。

次の質問に移ります。大綱の3です。空き家対策

についてお聞きします。①、危険家屋についてお聞きをします。視察に行った鳥取県の日南町では、危険家屋になる前に早目の対応をとるとして、空き家対策協議会を置いて調査、検討をしているとのことでした。徹底した空き家調査で、空き家バンクの登録を進め、危険家屋になる前に問題を解消するという取り組みです。そこで、当市では現在どのように空き家調査をされているのでしょうか。空き家の中には明らかに倒壊危険家屋、町内会から危ない空き家があるから何とかしてほしいという声が時々出されていると思います。また、放置しておけば、いずれそうなるような空き家、また冬になりますと、今も大分積もってきましたけれども、空き家の屋根の雪、これが一気に落ちて、歩道を歩いている人が危ないよ、そういった空き家もあると思います。全体的な空き家の調査というのは、危険家屋をふやさない、このこと的前提になるものだと考えますので、現在市内全ての空き家を把握できているのか、また昨年12月議会で危険家屋について質問がありましたが、その後危険家屋の件数、推移はどうなっているのか、あわせてお聞きします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 危険家屋についてお答えいたします。

現在どのように空き家の調査をしているのかのご質問ですが、現状としては市民からの通報のほか、地域をある程度把握されております町内会にご協力をいただき、空き家の情報をいただいております。写真などを撮るなど現地調査をしております。その際、固定資産税台帳を内部利用いたしまして、所有者等の住所などを把握し、封書により所有者等に近所の方が空き家の状態が危険であり、迷惑しているなどをお知らせするとともに、空き家の写真、空き家解体の助成制度及び空き家バンクパンフレット、空き家ガイドブックなどを同封し、解体業者の紹介なども行っております。その成果といたしまして、昨年の10月からことしの9月までに59件の情報提供をいただきまして、所有者等に通知し、そのうち30件の

ご回答がございました。ご回答の返答の多くは、老朽化し、売るにも売れず、解体するにも資金がないとのことではありますが、中には解体に結びついたケースが3件ございました。

次に、現在市内全ての空き家を把握しているかのご質問ですが、主に公営住宅を除く一般住宅等の空き家のご質問の趣旨と受けとめて答弁させていただきますが、現在主に市民の皆様や町内会からの情報により調査を行っておりますことから、空き家の全体数までの把握には至っておりません。どのような方法で把握するのがよいかなど、今後の課題となっておりますが、議員のおっしゃいます危険家屋になる前の早目の対応や危険家屋をふやさない、まさしく空き家対策であると認識しております。そういう意味で、空き家等の活用促進する住みかエールや老朽住宅を解体する費用の一部を補助するあんしん住宅助成事業は有効な施策と考えているところでございます。

最後になりますが、危険家屋の件数の推移ですが、昨年12月時点では9棟でしたが、現在は7棟となっております。内訳は解体による減少が2棟で、入居が1棟、新たに危険家屋としたものが1棟ございます。

以上、ご答弁させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕危険家屋のほうは昨年9件だったのですけれども、今7件ということで、2件の減少ということになりますが、それでも1件新しいのがふえたという答弁だったと思いません。

件数は着実に減っているということは確認できました。行政代執行などすると市の負担、市民負担に返ってきますけれども、そういったこともありますので、これなかなか難しい状況だと思えます。空き家の総数ですけれども、全体はまだ把握されていないということですが、過去1年間で59件の情報提供があり、30件回答をもらったということで、その

中から解体が3件という今お話がありました。危険家屋をふやさないという空き家対策の認識というのは十分あって、対応もされているのかなというふうに受け取りました。

そこで、空き家の活用、こちらのほうはやっぱり今後考えていかないといけないと思います。現在行っている施策をもって対応するというような内容の答弁でしたが、登録件数をふやしていくようなことになるということは、空き家の総数を把握していくことが大事なのかなと、ただこれ市民生活課だけではなかなかできないというのも事実だと思います。税務課、企画財政課、商店街などでは商工労政なんかも入ると思います。各課のほうで連携、情報共有をしていただいて、さらに空き家を減らしていく、登録物件をふやしていく、そういった取り組みにつなげていただきたいと思います。町内会との連携もしっかりされていると思います。さらに、危なくなってから提供ではなく、あいているよというところでの段階で提供していただけるような、そういった連携のほうを強めていただきたいと思います。

②の質問に移ります。住みかエールについてお聞きします。アの登録・情報提供についてお聞きをしていきます。視察先では住みかエールと同様の施策、空き家バンクですね、されておまして、かなりの件数が実績として残っていました。物件の登録数は年平均9件ずつふえていき、2015年度末時点では延べ56件、相談件数も143件、活用実績も47件ということになっていました。登録に関しての情報提供は、やはり圧倒的に自治会や地元住民協力依頼して得るものが多いと聞きました。地域担当職員、集落支援員という形だったと思いますけれども、そういった方をかなり人もかけてやっているということはありませんけれども、地域住民との連携という面では進んでいるなという感じを受けてきました。そこで、赤平市の取り組み及び実績は現在今どようになっているのでしょうか。情報提供など町内会との連携、住みかエールについてあるのか、お聞きをします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 住みかエールの登録、情報提供についてお答えをさせていただきます。

市内の空き家等、住まいの情報をワンストップで発信し、赤平への移住、定住を応援するため、平成26年7月にあかびら住みかエール制度を開始したところでございます。住みかエールの問い合わせにつきましては、22件中8件の実績となっております。また、この実績には含まれておりませんが、申請書類を整備している最中に住宅購入、賃貸希望者に声をかけ、物件の売買、賃貸につながったケースも数件ございます。空き家等登録の情報提供につきましては、広報あかびら、市ホームページ内の移住、定住支援サイトへの物件募集記事の掲載や税務課で発行しております固定資産税の納付書に物件募集のチラシを同封するなど、住みかエールの登録の呼びかけを行っております。また、地元建設会社と連携を図るため、情報交換なども行いながら、空き家等の登録を進めております。住みかエールの問い合わせ件数も増加傾向にありますが、今後は所有者や建設業者だけではなく、町内会長会議などで地域の情報提供も依頼をいたしまして、さまざまな媒体を用いて空き家等の登録促進の情報提供に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕ワンストップで対応して、問い合わせ件数も増加傾向にあると、実績も出てきているということでした。さらに、移住、定住を促進していくために、やっぱり登録件数というところがかなり大事なのかなと思います。税務課とか建設会社との連携というのはもうしているという答弁だったと思いますが、町内会長会議など具体的に今情報提供収集に努めるということでしたので、しっかりと地域住民との連携を強化していただいて、登録件数、移住件数につなげていただきたいと思います。住民から得る情報というのは、先ほどの危険家屋もそうですし、空き家を減らすというのに一番早い道だと思いますので、しっかり取り組

んでいただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。市内間移動についてお聞きします。視察先でも意外と町内間、同じまちの中の移動が多いということをお聞きしました。同じ県内からは24.2%、県外からは39.4%、町内間移動も36.4%という活用実績がありました。赤平市でも民間賃貸の新築が今施策によって多くなつてきておりますが、市内間移動がそこでも多いかなというふうに見受けられます。集合住宅から集合住宅については、住みかエール、これには関係しませんし、決して市内間の移動を否定するつもりもないのですけれども、市内間移動だと空き家が減ることには直結しないのではないかとすることも懸念されます。民間賃貸、家賃助成があつても、そういう問い合わせが市外から来ても、空きがなければ入ってくることはできません。やはり空き家をどう活用していくのかということが大事になってくると思ひます。戸建ての賃貸も今後の検討課題と言へるのではないのでしょうか。この件についての考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 市内間移動についてお答えをさせていただきます。

住みかエールの物件の購入者の割合といたしましては、市内62.5%、市外37.5%と当市におきましても市内間移動の割合が高い状況となっておりますが、大半が公的住宅や民間賃貸住宅からの移転となつておりまして、戸建ての空き家の減少にはつながつていると思ひます。また、民間賃貸住宅家賃助成事業の利用者につきましては、制度上市外からの転入者が中心となつた制度であるため、当市におきましては民間賃貸住宅が不足している状況にありまして、春先などの引っ越し時期には住宅の空き待ちとなるケースもございまして、空き家活用に対する情報提供をしっかりと行いながら、先ほども申し上げましたおためし暮らしの住宅拡充など、新たな検討も行いながら、空き家を効果的に活用できるよう努力をしてまいりますので、ご理解いただきますよう

お願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 公的住宅から、あるいは民間賃貸から住みかエールで戸建てを購入されれば、確かに空き家の減少にはつながつています。62.5%の市内間移動、やっぱり市内間移動が高いと思ひます。しかし、賃貸と購入ではさまざまな要件が違つてくると考えます。民間賃貸の数が足りない、新しい民間賃貸を建設、このサイクルだけでは空き家対策が売買に偏つてしまうという傾向が今出ているのではないかとと思ひます。しかも、市内間移動によって民間賃貸が埋まつてしまい、先ほど言ったように住みかエールには賃貸物件が登録されない、市外から来たいけれども、借りれないという状況ではないでしょうか。確かに移住しか認めないという賃貸住宅建設、これあり得ませんし、今住んでいる市民の方がよりよい環境に移り住むことも当然の権利だと思ひます。そうなりますと、やはり住みかエールで賃貸物件の登録の推進というのが強化されなければならないと思ひます。

そこで、最後ウのほうの質問に移りたいと思ひます。リフォーム助成の活用と家財道具についてお聞きをします。空き家がふえる要因は、住んでいる方が亡くなられた、あるいは高齢の方が施設に入られた、あるいは子供さんなどの家族のところに同居しに行くという部分が大半ではないでしょうか。リフォーム助成して家族が移り住んでくれるということなんかは、なかなか少ないのかなと考えます。このことがリフォーム助成の施策がいま一つ伸びていかない原因の一つと考えますが、これが住みかエールのマッチングにも影響していると思ひます。視察した日南町というところは、空き家バンクの契約が進んでいる理由として、空き家を売りたいというよりは貸したいという人が多いと、そして買いたい人よりも借りたい人が多いということで、条件が合つているということだったので。少々驚いたのですが、赤平市では売りたい人はいますけれども、買いたいという人の数がそんなに多くないと、借り

たいという人が多くても貸したいという人がなかなかいないという、こういうミスマッチがあると思います。

そこで、例えば売りたいという人に期限を決めて3年間貸して4年目に買い上げるとか、そういったいきなり売買ではなく、期間を決めて賃貸契約をして売買に結びつけるという方向が考えられないのかなと思います。そうすることによって、リフォーム助成のほうももっと周知をしていけば活用されてもいくのかなというふうにも考えます。また、同じ日南町では家財道具が残っている物件でも、まずは空き家バンクにそのまま登録をして、売買契約や賃貸契約が成立した場合に家財道具処分に補助金を出すという制度がありました。こういったものもあわせて検討してみる必要があるのかなと思いますが、あわせてお聞きをします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） リフォーム助成の活用と家財道具についてお答えをさせていただきます。

空き家住宅を賃貸住宅として借りた場合は、最大5年間の民間賃貸住宅家賃助成事業の対象となりまして、その間またはその後中古住宅を購入した際は上限額125万円の助成があり、住宅取得後にリフォームを行う場合にも限度額30万円、18歳未満の子供がいる世帯には15万円が加算されるといった助成制度を活用することが可能となっております。また、家財道具の処分に関する助成につきましては、これはあくまでも個人の財産ということになりますので、所有者の自己責任として処分すべきものであるというふうに考えますので、この点ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕今言ったように、助成事業リフォームも使えるということをもっと制度があっても周知し、活用されなければいけないと思うのです。そういうことをするためにも、まずは賃貸を住みかエールの登録で進めてみるということ

を考えてみてはどうかと思います。当然借りたい方にも、いずれ買っていただいたらそういうものがあるよということがわかっていただければ、期限つきの賃貸契約というのも進んでいくのではないのかなというふうに考えます。住みかエールでは、今言ったようにもっと賃貸物件、今ゼロ件です。8件は売買物件で、ゼロ件、賃貸物件ということですから、もっと試行錯誤して賃貸物件ふやすような取り組みをしていただきたいと思います。

家財道具の処分は、おっしゃるとおり原則は自己責任でございます。重々わかっておりますけれども、それでも件数をふやすのに活用できるのではないかなということで質問をしました。

来年度は徹底したワンストップのサービス、この強化をして住みかエールの賃貸物件登録推進に力を入れて、ふえてきた問い合わせを逃さず、しっかりと移住、定住につなげていていただきたいと申し上げまして、質問を終わります。

○議長（北市勲君） 質問順序2、1、環境衛生について、2、子育て支援について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕通告に従い、質問を行いますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、環境衛生についてであります。①、ごみステーションのあり方についてお伺いいたします。ごみステーションの助成について、昨年の12月にも私、一般質問をさせていただき、ちょうど1年が経過いたしました。その後もごみステーションの設置問題、ごみの回収方法等について、秋の市政報告会でも市民から多数の意見が寄せられておりました。また、地域住民からは、ごみかごが老朽化して不便であり、設置費用の個人負担は大変であるとの声も聞かれております。一部では連合町内会から助成してくれるとの返事をもらったが、その後も進展がなく、どうなったのかという声もあります。昨年の答弁で、助成を検討している、また町内会、連合町内会と協議していきたいとのお答えをいただいて

おりますが、1年経過した今現在どのようになっているのでしょうか、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） ごみステーションのあり方についてお答えいたします。

ごみステーションのごみかごについては、昨年12月定例会で議員よりご質問をいただいたところですが、その後の経過について答弁させていただきます。ご承知のこととは存じますが、ごみかごの設置補助につきましては、町内会連合会から要望がありましたことから、市としてもごみステーションの集約化につながり、収集コストや衛生面に寄与することから、補助の検討を町内会連合会に対しご回答したところでございます。その後の取り組みにつきましては、各町内会に対しまして、老朽化し、更新しなければならないごみかごの調査をし、必要数等の把握をしているところでございます。

現在調査と並行しまして、補助要綱の準備を進めており、近隣市の助成内容を参考としながら、ごみかごの規格など助成内容を検討し、来年度実施に向け準備を進めているところでございます。各町内会に対しましては、助成内容等を周知できる環境が整いましたらお知らせをさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 今答弁いただきましたが、以前は衛生協力会による助成と聞いております。衛生協力会もなくなったわけですが、来年度実施に向け準備をしているとの答弁をいただきました。間違いなく来年度には実施していただきたいと思っております。

また、高齢化も進んでおりますし、雪などの対策を含め丈夫で使いやすいものを検討し、個人負担もできるだけ軽減していただきたいと思っております。また、町内会にも早目に周知していただけますようお願いを申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

す。

大綱2、子育て支援について、①、保育所のあり方についてであります。今日本の人口減少が進む中、まち・ひと・しごと創生総合戦略が2014年12月に閣議決定されております。それに伴い、地方各自治体を初め当市においても赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略会議及びみらい部会などの答申により、人口減少対策の基本的方向性を明示し、今後の赤平市の施策を定めるものとして進められております。各自治体でも人口減少対策として、移住、定住に対して住宅助成、また医療費の助成など、さまざまな政策を行っております。当市もほかの自治体にも劣らないほど住宅に対しての助成、医療費の高校生までの無料化、高校生の通学費等助成、保育料の国基準の半額などとさまざまな政策に取り組んでいます。自然減、社会減などにより、人口減少になかなか歯どめがかからないのが現状だと思っております。しかし、実際移住してきている方々も当市にはいらっしやいます。まだ実施されていない政策もあり、今後も人口減少対策に取り組んでいくべきであると思っております。

子育てにおいては、保育士不足、待機児童問題などメディアで取り上げられておりますが、そのような中で当市には現在2カ所の市立保育所があり、また保育料の利用者負担軽減をして子育て世代の支援などを行っているのですが、文京保育所に入所希望をしても入所できなかつたり、兄弟で1人が茂尻の若葉保育所で、もう一人が文京保育所と別々の保育所に通っているお子さんがいると聞いています。そのほか、ゼロ歳児から2歳児の受け入れができないとの話をされたとの声も聞こえてきました。せっかく赤平市で移住、定住施策を行っていても、このような状況では人口増につながらないのではないかと考えられます。今現在文京保育所に定員設定75名のところに86名、若葉保育所は45名のところに29名の子供が入所していると聞いていますが、今後ゼロ歳児から5歳児まで全ての年齢の入所希望者がいた場合、2カ所の保育所で受け入れできる態勢が整って

いるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育所のあり方についてお答えをさせていただきます。

移住、定住を促進するための一つの要件として、子育てに関する条件整備が考えられます。赤平市には文京保育所と若葉保育所の2カ所の公立保育所があり、合計定員は120名であり、年度当初に可能な限り保護者の希望に沿うように入所する保育所を決めております。そのため、年度途中に入所を希望する子供が生じた場合、定員や保育所の面積基準の関係から必ずしも希望する保育所に入れないこともあり、現在文京保育所に入所を希望していたが、保護者の了解を得て若葉保育所に入所している子供が2名います。このような現象はここ数年発生しており、年度が変わるときにあわせて希望する保育所へ通うことができるように配慮をしているところでございます。

次に、ゼロ歳児から5歳児までの全年齢児童の希望者全員の受け入れ態勢の整備についてでございますが、若葉保育所では年に何回か国が定める保育士1人当たりの子供の数を超えるおそれが生じ、特定年齢の子供に限り入所しづらい状況が発生しております。

また、文京保育所では職員数や面積要件から、現在の入所者数であります86人を超えることは、限りなく不可能に近い状況であり、仮にこれ以上の子供が入所した場合には、保育士の目が行き届きにくくなり、保育の質が低下したり、狭い場所で保育することから、子供同士の衝突等によるけがが発生したりすることも考えられることから、現状では難しいものと考えております。保育所では子供の成長にとって最適な環境をつくり、健やかな成長をお手伝いするとともに、命を預かる場であることから、これからも保育の質を低下させることなく運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 今答弁していただきましたが、文京保育所は現在定員オーバーしている状態であり、年齢条件等で保育士の配置が困難なため、入所できないお子さんが2名おり、保護者の了解は得ているが若葉保育所に入所していること、また今現在職員数や面積要件により、これ以上の入所は無理であるとお答えだと思えます。また、若葉保育所は定員的には45名に対し29名なのですが、まだ受け入れ可能な状態であるとは思いますが、特定年齢の子供に限り入所しづらいという状況もわかりました。

それでは、答弁にありました職員数の問題ですが、今現在保育所の開所時間を繰り上げ、7時から18時までの11時間保育、そして19時までの延長保育などの実施、文京保育所では一時保育の実施に取り組んでいますが、このような取り組みをして保育士等の人数は十分足りているのでしょうか。また、若葉保育所では定員に満たないのに特定年齢の子供が入所しづらいとのことですが、職員不足による配置ができないのでしょうか。また、面積要件についても理由の一つにありましたが、何か検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育士の人数についてですが、国の基準は満たしておりますが、預かり時間を考慮しますと全ての保育士が保育業務のほか、保育記録を作成したり、保護者や関係機関への連絡事項を作成したりする時間を含めると、今の人数では足りている状況ではなく、勤務時間を工夫しながら対応しているところでございます。

さらに、国の基準により保育士1人で対応することが可能な子供の数が年齢ごとに定められていることから、若葉保育所では特定年齢の子供に限り、入所しづらい状況が発生することもあります。保育士の確保につきましては、ハローワークに求人票を提出したり、保育士などが持っている情報を参考にしたりしながら取り組んでおりますが、応募者がなく大変苦慮している状況でございます。また、文京保

育所に必ず入所ができるためには、建物の面積を拡充することも必要であり、今後は認定こども園の設置も計画していることから、その時点で対応していきたいと存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 今答弁いただきましたけれども、今現在職員が勤務時間を工夫しながら対応していると、そういうような答えがありました。また、今現在残業時間が多くなったり、体調不良でも出勤しなくてはならないような状態ではないのでしょうか。また、保育士不足、待機児童問題などについては、国を挙げいろいろな取り組みを行っていますが、なかなか保育士不足の解消にはつながっていません。赤平市でも求人には取り組んでいると思いますが、現在勤めておられる保育士の待遇改善についてはどのようにお考えなのでしょうか。

また、面積要件について、建物を拡充することも必要である、認定こども園の設置計画からその時点で対応していきたいとのことですが、赤平市公共施設等総合管理計画によると、小学校の統合後、赤間小学校跡という計画であり、それまでは仮に保育士が確保できても今後何年も面積要件により、入所希望があっても入所できないのではないのでしょうか。ちょっとあわせてお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育士の残業が多くなることに伴う健康管理については、日常的に子供と接する業務であることから、体調が悪い場合は無理をせず休むようにしております。

次に、保育士の待遇改善についてですが、市全体の職員配置計画や待遇を検討する中で、どのように対応することがよいのか、またどのようにしたら応募がふえるのかを検討してまいりたいと考えております。

保育所の面積を拡大する場合についてでございますが、多額の費用が必要となること及び赤間小学校跡を利用した認定こども園の移行が計画されている

ことから、赤平市立小中学校適正配置計画の進捗状況や今後の入所希望者の動向を見ながら対応していくとともに、保育所の入所児童につきましては認定こども園ができるまでの間、待機児童が出ることをないよう努めてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 赤平市立小中学校適正配置計画の進捗状況や今後の入所希望者の動向を見ながら対応していきたいと、今課長からの答弁をいただきましたが、小学校の統合計画が平成34年となっており、統合後赤間小学校を利用した認定こども園ができるのは、それ以降の計画だと思っております。人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望どおり結婚し、妊娠、出産、子育てができるような社会環境を実現すると、創生総合戦略にもうたわれております。赤平市の出生者数においては、昨年の平成27年1月から12月まで31人、ことしは1月から11月までではありますけれども、44人で13人増加しております。また、今後2年後になるとは思いますが、配偶者控除が103万から150万に引き上げられることにより、働く母親がふえてくることも予想されます。そのような状況であるのに、子供を預けようとしても保育所に受け入れ態勢ができていないということであれば、人口減少に歯どめがかからないのではないかと考えられます。移住、定住対策に取り組み、人口をふやそうとしているなら、この保育所のあり方をまず考え、待機児童が出ないようにしていただきたいと思っております。今いる保育士が長く勤められるよう待遇改善を考えながら、保育士の確保に努め、子育て世代の希望にかなった受け入れ態勢をつくり、全ての子供が平等に質のよい保育サービスを受けることができるよう取り組んでいただきたいと思っております。そのためには、今の保育所の現状をしっかりと考え、認定こども園については前倒しをしていくべきではないかと思っております。市長、この現状をしっかりと考えて、検討のほどよろしくお願いいたします。

以上でこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、②、病児・病後児保育についてであります。先ほど木村議員も言っておられましたが、今回日本一の子育て村を目指す取り組みをしている島根県邑南町に行政視察に行っていました。ただ質問内容がリンクすることはちょっとないと思っておりますので、質問させていただきます。

子供への支援、子育て家庭への支援に重点を置き、シングルマザーや子育て世代のUターン、Iターンの定住施策に力を入れておりました。徹底した移住者ケアをプロジェクト化し、子育てに関して特化しており、保育所の第2子以降の保育料無料、保育所完全給食無料、病児保育事業の充実をさせ、ひとり親世帯、共働き世帯の負担を軽減させ、医療関係においては産婦人科、小児科の常勤医を確保し、24時間体制やドクターヘリ対応などの充実を図り、安心して暮らし、子育てができることにより、若い世代の移住、定住につながっておりました。また、不妊治療費助成制度も行っており、平成27年度は出生率2.46となっており、今後も人口増が期待できるのではないと思われるような施策を行ってまいりました。特に目を引いたのが病児・病後児保育について、力を入れており、赤平市と人口が変わらないまちで2カ所の病児・病後児保育所がありました。

また、もう一カ所視察をさせていただいた鳥取県日南町では、人口約5,000人でありましたが、子育て支援として病後児保育事業を行ってまいりました。現在赤平市には病児・病後児保育事業はありません。9月の議会でも病児・病後児保育について竹村議員のほうから質問がありましたが、今回視察してまいりましたので、再度質問をさせていただきます。

保育所に子供を預けて働いているひとり親世帯、共働き世帯がちょっとした発熱や体調不良により、子供を預けられず、また近くに預ける親がいないことなどから、その都度仕事を早退、欠勤しなくてはならないという状況にあると思います。働きたくても働けない、また働いていても欠勤ということになると、働きづらいというのが現状であると思います。

近隣では、深川市が平成27年度4月、砂川市がことしの10月に病児・病後児保育を始めております。病児・病後児保育のニーズがますます高まっている中、赤平市でも何とか取り組むことができないかをお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 病児・病後児保育についてお答えをいたします。

この制度は、子供が病気の際に保護者が仕事などで自宅での保育が困難な場合に病院や保育所等の専用スペースにおいて一時的に保育するものです。近年ひとり親家庭や夫婦とも働いている家庭がふえていることもあり、管内では深川市や砂川市のほか、美咲市でも来年4月から市立病院に併設する形で運用を開始すると聞いております。国の基準によりますと、病児・病後児保育を実施する場合には、病院や保育所等に付設された専用スペースが必要であるほか、職員の配置も看護師などを利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することと定められていることから現段階では専用スペースの確保及び保育士等の専任配置は困難であると考えております。そのため、今後は赤平市単独で実施する以外にも近隣自治体を含めた広域での実施について検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 実施が困難であるとの答弁をいただいておりますが、私が今回視察に行った邑南町は当市とほぼ同じ人口で、これはいいことではないとは思いますが、昨年472人の利用があったと、また利用は年々増加傾向にありました。1日平均にすると2.ちょっとぐらいだと思っておりますけれども、これはひとり親世帯、共働き世帯がふえているためだと思われます。赤平市でも保育所、幼稚園にお子さんを預けて働いている家庭はふえており、病児・病後児保育を望んでいる親もいると思います。子供が病気になったときに預かってくれると

ころがあると助かる、また病院と併設されていることにより、緊急を要してもすぐ対応してもらえることにより、安心して預けられるとのことから、病児・病後児保育については今後必要であると考えております。今全国的に病児・病後児保育についてはいろいろと議論されているところではありますが、赤平市でも病院内にスペースを確保できないのか、また保育士の確保についても困難であるとの考えより、どうしたらできるのかという前向きな検討が必要ではないかと思われませんが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 病児・病後児保育を実施するためには、保育士などの充実と専用スペースの確保が国の基準で定められております。現在の赤平市の状況では、この両条件とも完全に満たすことは困難であります。子育てを行う上でこの制度に対する要望もあることから、保育士確保のめどがついた時点で検討してまいりたいと思っております。ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 保育士のめどがついた時点で検討しますとの答えをいただきました。病児・病後児保育につきましては、要望もあり、またこの事業を行うことで赤平市の企業の一助にもなると思っております。会社を休まないで働きに行くということは、企業にとっては欠勤が出ると大変やはり仕事に穴があくということで、なかなか本音と建前があって、いいですよと返事はしますが、内心はちょっと民間であればなかなか喜んでいいですよということは言えないと思っております。子育て世帯が安心して働くことができ、赤平への定住にもつながると思っております。せっかく赤平市には小児科があり、常勤医もおりますので、子育て支援の一環として何とか早急に保育士の確保をしていただき、そして病児・病後児保育を行っていただきたいと強く希望して、終わります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北市勲君） 質問順序3、1、しごと・ひと・まち創生総合戦略の重点施策について、2、環境整備について、議席番号9番、御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

昨日創生総合戦略の重点施策に対して報告、説明がありました。しかし、あえて再度質問させていただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

大綱1、しごと・ひと・まち創生総合戦略重点施策の進行状況について、しごと・ひと・まち創生総合戦略重点施策につきましては、昨年7月2日に総合戦略会議に諮問され、第1回定例会での市政執行方針の中で重点施策の進捗状況として報告があったところではありますが、①、平成28年度の進捗状況について、以下4点について質問いたします。

ア、移住定住策の住宅関連事業についてお聞きします。移住、定住人口の増加、確保を図る目的で多くの住宅関連事業は行われています。従前のあんしん住宅助成制度や一般定期借地権制度に加え、平成28年度赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の事業費として、当初予算で1億8,700万円を計上、その中で持ち家住宅の建設、土地購入、中古住宅購入助成や民間賃貸住宅については、建設、土地購入、リフォーム助成などを行い、また家賃助成として新婚家庭や市外からの転入者、平成28年度はひとり親世帯の助成にも取り組まれております。住宅関連で約4,000万円の予算を計上しておりますが、それぞれの事業について年度途中でありますが、進捗状況について伺います。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 移住、定住施策の住宅関連事業についてお答えをさせていただきます。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略における住宅関連事業の実績であります。まず持ち家住宅建設、土地購入、中古住宅購入助成事業につきましては、建設助成は市内在住者2件、市外からの転入者1件の計3件、中古住宅購入助成は市内在住者2

件、市外からの転入者3件の計5件であり、土地購入助成事業は持ち家住宅用20区画のうち2区画、民間賃貸住宅用は4区画のうち1区画と、それぞれ西文京町地区の区画を購入いただいております。

また、民間賃貸住宅建設、リフォーム、家賃助成事業につきましては、建設助成は今年度2棟18戸ありますが、制度を開始した平成26年度からの累計では4棟32戸の建設となっており、リフォーム助成は今年度は今のところ申請はありませんが、累計では11戸の実績となっております。家賃助成につきましては、今年度の申請件数はひとり親家庭家賃助成の1件を含め8件で、累計では25件の助成件数となっております。

以上です。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 これらの施策は、他市町村に比べて私は充実しているほうだと思いません。特に家賃助成のように平成26年度から37名の移住者を数え、よい結果が出ている事業もあります。しかしながら、今年度から始めた土地購入助成制度については、持ち家住宅と民間賃貸住宅がそれぞれ3年以内に建設することを条件に、対象市有地を地価の1割相当で分譲するという目玉政策であります。持ち家住宅2区画、民間賃貸住宅1区画が売却済みという答弁でしたが、地区によってばらつきがあります。売れない原因としてどのようなことが考えられますか。市民に周知方法についてですが、情報発信はどのようにしているのか、ホームページ、広報、その他について市内だけでなく、道内外に向けてどのような発信をしているのかについて伺います。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 宅地の売り払い状況につきましては、土地は基準価格の1割相当と格安ではありますが、その後の建設に多大な費用を要することから、申請に当たっては慎重になるものと思われましますし、宅地の個別の条件等については同様であります。周辺環境等が今回購入された方の判断の一

つになっているのではないかと考えております。

また、この事業の案内等についてであります。4月から市ホームページでの掲載、広報では4月号で概要説明、事業の開始にあわせ7月号では各区画の面積、金額等、詳細について掲載し、さらに9月号では売り払い状況を含め再度各区画の案内をしているところでありますし、地元建設業協会には5月の安全衛生大会において時間をいただき、制度の概要等について説明をさせていただいたところであります。

また、道内以外の案内につきましても、市ホームページのほか、どのような効果的な方策があるか、移住、定住担当部署との連携を図りながら、事業のPRに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 次に、起業支援事業補助金について伺います。

当市において新規の事業者を呼び込み、まちの活性化と雇用の創出、空き店舗対策を図るため、市内で新たな起業に要する経費の一部を補助する制度が本年度スタートしました。補助率2分の1で上限300万円とする支援制度は、本年度300万円の予算が計上されましたが、現在のところ目覚ましい執行にはなっていないようですが、残された課題と来年度以降どう執行しようかとされているかについて伺います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 起業支援事業補助金についてお答えをいたしたいと思えます。

赤平市におきまして、新規の事業者を呼び込み、まちの活性化と雇用の創出、空き店舗対策を図るため、市内で新たな起業に要する経費の一部を補助する赤平市起業支援事業補助金を今年度4月に創設いたしました。助成の内容といたしましては、事務所等の建築費や修繕費のほかに、設備や備品等の購入費、広告宣伝費、事業用の車両の購入などの新規起業に伴う経費が対象となり、かかった経費の2分の1以内で300万円を上限としております。今年度から

始まり、現在まで問い合わせは2件あり、そのうち1件は商工会議所とも相談しながら、起業に向けた協議を行ってまいりましたが、最終的には起業に結びつきませんでした。今後におきましては、本制度のPRと空き店舗の情報発信を行い、新たな事業者の呼び込みを図ってまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕では、続きまして、ウの人材育成・定住促進奨学金について伺います。

当市は、すぐれた技術、技能力を持つ優良企業が数多く存在し、まちの経済と雇用対策に貢献してきましたが、近年においては人口減少や少子化の影響を受けて、新規就労者の確保が困難になってきております。このため、地元企業のPRや人材確保に努めることで、安定した企業体制づくりや移住、定住を促進していくために、本年度奨学資金貸付金返還免除の制度を新設しました。高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に入学または在学した際の学費に対する奨学金貸し付けについて、Uターンして市内企業等に一定期間就労した場合に貸付金の返済を免除することで、地元雇用の拡大を図ることを目的としたもので、今まで相談ないしは申請件数はどのようになっているかについて注目しているところであります。29年度以降の方針とあわせて伺います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） ウ、人材育成・定住促進奨学金についてお答えいたします。

平成28年度から赤平市人材育成・定住促進奨学金制度を新設し、制度開始初年度のため、申請期限を通常年の4月末日から6月末日まで延長し、受け付けを行いました。申請者は高校生4名、専門学校生8名、大学生5名の計17名で申請者それぞれに対し、将来における赤平市での就労意思を確認し、申請者全員の決定をしたところです。返還金免除の要件は、市内に居住し、市内企業等に就労した場合は全額免除、市内に居住し、市外企業等に就労した場合は半

額免除でありまして、毎年基準日による居住、就労状況に応じ、その年度分を免除いたします。なお、卒業後1年を経過した月からの返還とされていることから、返還金の免除が発生するのは専門学校卒業の場合で平成30年度からとなるため、事業の効果、検証も当該年度以降になります。平成29年度につきましては、同様に事業を実施する予定でありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕続きまして、エ、AKABIRAベースによる地元PRについて伺います。

AKABIRAベースについては、第3回定例会において、①、赤平市の観光情報の発信、②、特産品のPRと販売、③、赤平市の活性化について質問し、それぞれ答弁をいただいております。現在までに改善すべきは改善し、一定の成果を上げていると思いますが、事業実績並びに29年度に向けた努力目標について伺います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） AKABIRAベースによる地元PRについてお答えいたします。

AKABIRAベースの運営につきましては、特産品推進協議会が主体となり、赤平市におきましても協議会の事務局として、商工労政観光課、農政課が連携を図りながら運営をしておりますが、商工会議所、JAたきかわ、各農業団体、各商店の方がメンバーとして助言をいただいたり、農作物の呼びかけ、商品の出品、施設の管理等を行っておりますが、これまでに議会や住民懇談会においてさまざまな意見、ご要望をいただいているところでございます。

今年度につきましては、軽トラ朝市を行い、農家さんが直接販売を行ったことにより、農家さんの中で次年度に向けてスイートコーンの作付を倍にふやし、販売を強化する動きが出るなど機運が高まってきていますし、お盆のお花の販売は認知度が高まり、多くの方に立ち寄っていただいております。また、AKABIRAベースが立ち上がったきっかけで、

ホットレッグが新たな特産品として売り出されましたが、砂川のハイウエイオアシスにおいても販売が始まり、AKABIRAベースにおいても買い求めに来るお客さんが増加し、成果が出てきております。これから冬が本格化し、旅行客の出足も鈍る季節ではありますが、クリスマス用のホットレッグの予約販売も行っているほか、スノーマンづくり、しばれ焼き肉、がんがん祭りなどを開催し、PRを行ってまいりたいと思っております。また、テレビドラマ「不便な便利屋」の第2弾がスペシャルドラマとして12月30日に放映されることとなり、市外からの訪問客が期待されるところであります。

先日行われました赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略会議におきまして、AKABIRAベースについての効果検証を行っていただき、情報発信の強化、品数が少ない、スペースが狭い、農作物については冬にないので、加工品が必要ではないかなど、さまざまな意見が出されましたが、次年度以降に出された意見を参考に、少しずつでも解消していきながら、観光案内情報の発信、特産品のPR、販売のために大いに活用してほしいとのご意見をいただいたところであります。

平成29年度につきましては、ドラマ「不便な便利屋」のコーナーを野菜の販売やイートインスペースとして使用するためスペースを広げるほか、各店舗の紹介やクーポン券を陳列するボード等を設置し、情報の発信と来場者の市内への誘導を図り、あわせて来場者の動向も把握してまいりたいと思っております。また、誘導を図るための案内看板につきましても、設置してまいりたいと思っております。

現在地域おこし協力隊の募集を行っており、4月からは農家さんとのつながりを持って、農産品の地元農産物充実のサポートを行ってもらう予定であり、AKABIRAベースを活用した自主的な農産物の直売所としての機能強化を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 ありがとうございます。

次に、②、平成29年度予算編成方針について伺います。28年度の予算編成のときには予算が計上されなかった分ありまして、それについて伺っていきたいと思います。

ア、食品加工センターの整備について伺います。当市には米やみそ、塩こうじ、トマトジュースなど評価の高い農産物や加工品が存在し、これらの営業生産と販売に向けた体制確立が求められているわけですが、今までのところ見えてきていません。平成29年度に向けて具体化していくために、解決していかなければならない課題について伺います。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） ア、食品加工センターの整備について答弁させていただきます。

議員が言われますとおり現在の評価の高い農産物や加工において、営業生産と販売に向けた体制確立が求められているわけですが、このたびの総合戦略の重点施策の中の食品加工センター整備におきまして、構想案を作成し、農業生産者とJAたきかわ、JA女性部、市内飲食店、食品加工業者と何を生産して、どのような食品加工を製作していくことが可能か、事業計画等を構想中でありますので、構想が決まり次第、地域おこし協力隊などを交えて活用して、どのような予算が必要かについて関係機関と判断してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 続けて、イのサービスつき高齢者住宅整備についてお伺いします。

総合戦略では、高齢者に必要な医療福祉サービスつき民間住宅並びに介護施設を整備し、3世代交流や健康づくり事業を進めることによって、高齢者が生きがいを持って安心して生活できる社会形成を目指すとしていますが、サービスつき高齢者住宅整備の平成29年度に向けた見通しについて伺います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

サービスつき高齢者向け住宅、いわゆるサ高住の整備につきましては、民間事業者が運営を行うバリアフリー化され、都道府県単位で認可、登録された賃貸住宅ではありますが、設置に当たりましては居室の面積や附帯設備などの設置要件が定められています。また、常駐の生活相談員や介護サービスにかかわる従事者が必要とされることから、市内事業所においては運営上の人材確保が厳しいことから、建設計画がない状況にあります。サ高住では安否確認と生活相談や食事のサービスが提供されるため、入居費用が高額となっていることから、少しでも費用を定額に設定できるよう事業者の支援策を検討していますが、それらの施策の実施時期につきましては介護人材が不足し、確保がままならない状況では整備が進まないことから、まずは人材の確保につながる施策を進めた中で判断していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 続きまして、今の質問とちょっと関連するところがありますけれども、ウの介護サービス専門職養成について伺います。

介護サービス専門職養成については、第2回定例会において質問し、答弁をいただいているわけですが、現在までに関係機関との調整、立ち上げまでの見通し等についてどのようになっているのか、伺います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 前段の答弁でも述べましたが、介護事業所では人材が不足し、確保に大変苦慮されている状況にあります。それらを少しでも解消するため、社会福祉協議会と協力して介護サービス従事者の確保を進めるため、在宅、施設を問わず、介護の知識と技術の習得を目指す介護職員初任者研修の実施に向け、検討を進めているところです。以前のヘルパー養成研修と比較してもカ

リキュラム数が多いため、担当する講師や実習場所の確保など課題は多数ありますが、29年度の開催に向け社会福祉協議会と協力しながら、事業計画の策定や予算要求等の準備を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 次に、宿泊施設整備について伺います。

当市においては、中心市街地における宿泊施設は全て撤退しているため、近隣宿泊施設を利用せざるを得ず、各種事業展開や経済振興に影響を与えておりますが、施設整備に向けた情報収集がどこまで進んでいるのか、伺います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 宿泊施設整備についてお答えいたします。

当市におきましては、ホテルや旅館の廃業により中心市街地に宿泊施設がないため、近隣の宿泊施設を利用せざるを得ず、通過型のまちとなっており、まちの利便性や経済効果等を得るため、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略においても重点施策として掲げているところであります。今年度につきましては、宿泊施設についてノウハウを有している金融機関から情報提供いただきながら、今後のあり方について協議を行っているところであります。宿泊施設整備につきましては、行政が建てるということになりましたと、運営管理の形態や将来的な維持管理等の負担増が懸念され、民間で建設、運営をしていただくことが理想であることから、整備につきましては施設の規模や場所、運営形態等について十分に検討してまいらなければいけません。

次年度につきましては、まずは宿泊者の潜在、ニーズ等の把握による施設規模の検討、利用形態等の把握による施設設備の検討、また建設、運営管理の手法、場所の選定等を総合的に判断するため、調査を実施してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕ありがとうございました。

それでは、大綱2、住環境の整備について伺います。先ほど木村議員の質問と重複しますが、再度質問させていただきます。

それでは、①、空き家対策について伺います。人口減少に歯どめがかかない時代が到来し、空き家の増加と対策が住宅政策の中の重要な部分となってきました。空き家対策については、2つの違った観点に立った対策が必要であるとされています。1つ目は、放置された迷惑空き家対策であり、2つ目は空き家を未然に防ぐための空き家の有効利用であります。

1つ目については、近隣市においては既に条例制定済みであり、本市においても早急に制定の方向で検討すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、伺います。

2つ目の有効利用については、手探り状態にあるのではないかと思います。有効利用の例では、公的住宅の空き室を活用したり、ひとり暮らしの住まいの空き部屋を地域の居場所や高齢者を支えるホームシェアに活用するところもあるそうです。また、空き家を活用して若い子育て世代の定住を促進するため、空き家改修等に要する経費の支援をする自治体もあります。このような事例を参考にした取り組みについてお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 空き家対策についてお答えさせていただきます。

議員が言われますように、本市の空き家は増加傾向にありまして、これまで行政として危険家屋に対する対応や地域からのご相談に対応するため、所有者への指導、協力依頼なども行ってきております。空き家対策に関連する条例に関しましては、平成26年度に行政関係機関で協議を行っていましたが、同年11月に国において空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されたために、本市に限らず条例を

検討していた自治体は制定を取りやめ、さらに条例を制定していた自治体の中では条例を廃止したところもございます。公的住宅の活用につきましては、公営住宅や改良住宅は公営住宅法等により、入居資格等が厳格に定められており、活用には制限がございますが、これまで美園町と大町の旧職員住宅等を活用した若年層世帯向け住宅や実績はないもののルームシェアも可能な企業向け貸付住宅などにも取り組んでまいりました。

また、子育て世代の空き家改修等に対する支援につきましては、中古住宅を購入した際に市内在住者には上限額125万円、市外転入者には上限額150万円の助成制度があり、また購入後にリフォーム工事を行う場合には、限度額30万円に対して18歳未満の子供が同居している場合は15万円が加算される助成制度もございます。さらに、市ホームページや固定資産税納付書発送の際に、あかびら住みかエールの情報提供を行い、空き家情報を発信し、これまで16件の登録がございまして、売買7件、賃貸1件の契約が成立をしております。

今後もより一層こうした施策や制度の周知を図るとともに、時代に沿った空き家の有効活用方法について検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕ありがとうございました。

最後に、このたびは、しごと・ひと・まち創生総合戦略重点施策のうち、移住、定住策ほか3件にかかわる28年度進捗状況及び食品加工センター整備ほか3件にかかわる29年度予算編成方針、さらに空き家対策について質問いたしました。民間賃貸住宅建設、奨学資金返還免除、介護サービス専門職養成等は、それぞれ29年度以降の予算計上に向けた準備、または具体的な事業執行が進められており、その努力に対して敬意を表するものであります。調査、検討は足踏み状態に陥っている施策については、速やかに執行のための調査、検討に着手されることを

願い、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、市長の氏名表示について、2、人口減少対策について、3、生活困窮者自立支援制度について、議席番号2番、五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問に当たり、市民の皆様のご意見等や、また人口減少対策に取り組み、成果を上げている先進地の島根県邑南町と鳥取県日南町へ視察させていただきましたので、その中から参考に幾つか質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

大綱1、市長の氏名表示について、①、改名に伴う費用についてであります。これまで市長は戸籍名と通称名を使い分けてこれ、赤平市長として行う行政処分や契約、その他の法律行為など対外的に法的効果を伴う行政文書に戸籍名を使用しており、法的効果を伴わない行政文書に通称名を使われています。こういった使い分けは、市民の皆様の中に今現在も違和感を覚える方々がおられますので、改めて質問させていただきます。

市民の皆様の中には、法律行為に伴うもの、そうでないものともに赤平市長という肩書の行政文書である以上、戸籍名に統一すべきではないかというご意見でありました。私も思いますことは、法律を厳守する立場にある以上、戸籍法がありますので、こうした市民のご意見も大事なのではないかと思えます。10月の住民懇談会におきまして、冒頭市長のご挨拶の中で名前の変更にも多額な費用がかかることがわかり、このまま使い分けることへの理解を求められました。どの程度の費用で、それには税金が使われるのでしょうか。この点の確認とお考え

を伺いたいと思いますが、私も市民の皆様の声を届ける議員の一人として、今後この件に関しての意見が出ないことを願っておりますので、ぜひ前向きな実りあるお答えをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） ただいま改名に伴う費用、これについてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、以前の議会でも私の思いを述べさせていただきながら、ご了承を得たというふうに思っておりましたけれども、あえてこのように議題として求められたので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

議員のご指摘にもありましたように、市長に就任以来、戸籍名と通称名を使い分けてまいりましたが、市民の皆様のご意見を真摯に受けとめさせていただきたいというふうに思っております。改名に伴う費用につきましては、「好」の字に変えるためにはこれまでの戸籍字で印字されている法的効果を伴う行政文書など変更しなければならない費用など、これらについては税金を使うこととなりますけれども、戸籍字の名前変更は私自身が出す費用でございまして、税金を使うわけではございません。しかしながら、市民の皆さんに名前の使い分けによるこれ以上不快な思いをさせることは私としては本意ではありませんので、適切な時期に合わせ「好」の字に統一をしていくことで対応してまいりたいというふうに考えております。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 前向きな答弁ありがとうございます。それで、市長、適切な時期とは来年の新年度4月からということでしょうか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） いろいろ今調べております。特別に問題がなければ、議員のおっしゃるような時期に向けて努力をさせていただきたいというふうに

考えております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひ新年度からスタートできるように事前の準備が何よりも大事だと思いますので、しっかり取り組んでいただきますようによろしくお願いいたします。

次に、大綱の2、人口減少対策について伺います。このたびの視察先には議員5人で伺い、今議会で質問がかぶらないように調整しての質問となりましたので、よろしくお願いいたします。

まず、島根県邑南町の合計特殊出生率は平成26年で2.07、平成27年では2.46と社会動態も3年連続で増加しておりました。このまちの背景には、2町1村の合併から10年を経過した状況の中で大きな成果と感じましたので、参考にしながら伺いたいと思います。

①の子育て支援のあり方についてであります。当市のしごと・ひと・まち創生総合戦略に人口減少対策は重点施策に盛り込まれております。さらに、子育て支援の取り組みは、さまざまな面で既に組みのなされている事業もありますが、菊島市長の公約と、さらに所信表明では幼稚園と保育所を統合した幼保連携型認定こども園の早期設置を目指し、設置時期に合わせて効率化された財源をもとに保育料の無料化を検討していくとされております。また、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの設置の検討やまち全体で子育てを応援する取り組みとして、毎月第4日曜日を家族の日として表明されております。本年度の執行方針に子育て支援条例等の制定に向け、協議されることになっておりますので、家族の日も含めこの条例に期待をしまいたいと思います。

そこで、先進地の取り組みと当市の子育て支援の取り組みに大きな違いがあるわけではありませんが、子育て支援をすき間なくトータルで取り組む必要が喫緊の課題になると思いました。そこで、結婚、就労、医療、保健事業、福祉施策や教育、生活環境などの整備による若者の定住を図る上から、

子育てするなら赤平でといった発想を持って、今回は以下の点に絞ってお考えを伺いたいと思います。実施のできる事業は前倒ししてでも取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、アの出産祝金の取り組みについてでございますが、結婚した方々あるいはひとり親であっても当市に住み、無事に出産していただいたお祝いとしてある程度の祝金を送ることは、特に若い方には子育てに係る費用の一部として喜んでいただけるものと思っておりますし、さらに若い世代をトータル的に支えるといった観点と赤平市に住んでいただいて、ご出産おめでとうございませぬの心を込めたお祝金のあり方は大切ではないかと思っておりますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 出産祝金の取り組みについてお答えをさせていただきます。

赤平市では子育て支援策として、保育料の国の基準の50%軽減や高校生以下の医療費無料化など、議員のご質問にもありますように先進地の取り組みと比較しても大きく劣ることのない施策を実施し、人口減少対策に取り組んでおります。出産祝金についてですが、各市町村が少子化対策として独自に設けている制度で、管内で実施している自治体は少数であります。市町村によっては一定年数以上の定住の確約が必要であったり、地元自治体でのみ利用できる金券で交付したりと、その支給の内容はさまざまとなっております。ご存じのように当市は現在赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に取り組んでいるところであり、まずはその中にある子育てに関する各種施策をしっかりと実施することが優先で、その効果を検証した後に必要がある場合には、まち全体で子ども・子育て支援に関する施策を調査、審議する赤平市子ども・子育て会議などで出産祝金の贈呈の有無も含め総合的に検討をしまいたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいま課長のお答えでは、今後赤平市子ども・子育て会議の中で、出産祝金の贈呈の有無も含めて総合的に検討していきたいということでありますけれども、ここでこれ以上課長にこの件について聞いていくというのも、これ以上の答弁はないのかなというふうに思いますけれども、最終的には判断していただくのは市長かと思います。

そこで、市長も議員のときに、過去平成26年の6月議会におきまして、出産祝金の話題を取り上げて質問していた経過がございました。そこで、そういった思いのある方が市長さんにこのたびなられておりますので、あえてお考えを聞いていきたいと思うのですけれども、そのときの人口減少対策から一般質問されたわけですが、市長はそのときに議員で、若者が子供を産める環境を整えてあげることが大事だと、経済支援を述べられたのです。その中で、金額はいろいろとあると思うとして、第3子に150万ぐらい、第4子に200万ぐらいと助成してはどうかといった発言をされておりました。私も議事録精査してもらって、今ここに焼いてきたのを持ってきたのですけれども、今現在そういった思いがある中でも現在市長のお立場になられて、最終判断のできる決定権をお持ちになっているというふうに思うのです。

私が訴えたいのは、1人目からの出産祝金ですので、財源的にも当市にとっては限られているわけですが、その財源の中で何とか絞り出して人口減少対策として、子育てするなら赤平でといった力強いメッセージの発信につながっていくものと思いますので、あえてここで市長のお考えをお聞きしておきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 確かに私が議員の時代にそういうお話をした記憶がございました。そのときは、議員として申したわけですが、市長になった

から、では違うよとは申しません。ただあのときは今のような継続的な、例えば高校生以下医療が無料ですとか、そういった施策はまだなかったわけでございます。何もない中での発言でありました。当時はやっぱり私はそういう思いで、赤平市の子供たちが赤平市に住むためにはそれぐらいの思い切った政策が必要でないかということを経営に訴えました。今また逆の立場の私が市長に今させていただいて、そういう質問をいただいたときに、一方では財政の負担を強られるという部分があります。いずれにしても片方には財政という、そういう重いものがございまして、これをやっぱり均衡しながら、どこにどういった予算を配分しながらやっていくのがいいのか、そういうことを職員の皆さん方も本当に協議しながら、今議員のおっしゃったものも含めていろいろ子供の部分、ご老人の部分、いっぱいあると思いますけれども、そういった均衡した政策をこれからも頑張っけてやっていきたいというふうに思っております。まずは、第一は赤平市しごと・ひと・まち創生の目標に向かって、職員一丸となって頑張っけてまいりたいというふうに思っています。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ありがとうございます。突然済みません。市長、しごと・ひと・まち創生総合戦略のかなめになっている施策が全部で59事業ある中で、18事業が若者に対する支援の施策なのです。3分の1おさめているのです。ですから、総合戦略においても子育てが一番のかなめとして赤平捉えているのです。ですから、私はここで訴えたいのは、赤平で子育てしやすいまちだというイメージを発信することが大事であって、そのことが赤平は一生懸命取り組んでいるのだなというイメージを持ってもらうためには、そういうところに少しずつでもいいからトータルで若い人たちを我がまちは支えますよといったメッセージが大事なのです。ですから、あえてまたこのたびずっと市長になられておりますので、ぜひこのことも含めて考えていただきたいと思いますので、よろしく願い

たします。市長、本当にお願ひします。

次、イの保育所保育料の第2子目以降無料化の取り組みについて伺います。当市の人口減少対策については、本来であれば保育料の全額無料化を訴えたいところでありますけれども、前段でも申しましたように、当市のしごと・ひと・まち創生総合戦略の中で、幼保連携型認定こども園の早期設置を目指して、設置時期に合わせ効率化された財源をもとに保育料の無料化を検討していくとされておりますことから、現状できることからと思ひ、表題の質問に至りました。保育料では多子世帯の軽減策として、国の施策で第3子目以降から無料になっておりますので、第2子目が無料になりますと、第2子目以降無料といった表現の響きは大事ではないかと思ひます。

視察先の2町ともに実施されておりましたが、日南町は平成28年度から保育料全額無償化に取り組んでおりましたが、1歳児から5歳児の総数は107人でした。基幹産業は林業で、県内木材の3分の1を出荷しているということで、豊かなまちといった印象も受けました。当市の現状は危機的財政の持ち直しを図りながら現在に至りますが、その中であつても子育てに優しいまちといった取り組みは重要と思ひます。現在12月1日時点で、当市で保育料を納めている第2子目の子は18人のようでありますので、実施しようと思へばできる事業と思ひますので、取り組みへのお考えを伺いたひと思ひます。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育所保育料の第2子以降無料化の取り組みについてでございますが、国の多子世帯に対する軽減策がことし4月から施行されたのに伴ひ、実際に保育料を納めているのは第1子目と第2子目が入所している世帯であります。赤平市では、平成27年度から赤平市子ども・子育て支援計画に基づき、保育料は国の基準と比べ50%軽減となつており、現在第2子目として保育料を納める対象者は18人おり、その額は年間約216万円です。今回視察された町では、保育料の全額

無償化に取り組んでいるところもあるとのことですが、当市の計画といたしましては、2カ所ある保育所と1カ所ある幼稚園を認定こども園へ移行することにより、効率化された財源をもとに保育料無料化について検討することとなっておりますが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中に保育料の軽減拡充という施策もあることも踏まえ、人口減少対策を進めることも考慮しながら検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 今課長のおっしゃつたように、将来的には赤平市は保育料無料化の考え持っているわけですがけれども、保育料の無料化を考えるにしても、幼保連携型認定こども園の早期設置を目指しております。そこで、そこに至るまでには小学校の統合に年数がかかり過ぎると難しい状況に現在あるのではないかというふうには思ひます。その中で、保育料の無料化の検討についてもいつの時期になるかは不透明になってくるものと思ひます。

そこで、前者の質問にもありましたがけれども、保育所が2カ所で運営されていることから、保育士と児童数を考えても面積要件からも大変今悩ましいやり方を行っている状況が前者の質問等でわかりました。少しでも早い段階で認定こども園に移行できなければ、ますますそのことはずっと先まで引きずることになりますので、この点もあわせてお伝えしておきます。

そこで、こういった考えは人口減少対策から喫緊の課題として子育て支援のあり方ではないかと強く思ひます。赤平市は子育てに優しいまちのイメージが必要と思ひますので、早い段階で2子目以降保育料無料といった市内外に大変大きなインパクトを与えることができると思ひますし、現在の対象者は18人で予算も今おっしゃられたように約216万円であるようですから、財源的にも実施してできないことはないのではないかと思ひますので、もう一度伺いたひと思ひます。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 第2子目の無料化を実施している自治体はまだ少ないことから、仮に赤平市が実施をした場合、議員のご質問にもありますように赤平市では第2子目以降無料というPRとなることも考えられますので、今後の財政状況も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 財政的な面も、それはそうだと思いますけれども、財源の考え方としては、視察先の邑南町ではこういった2子目以降の保育料無料であるとか、子育て支援の継続をするために、本年から経常経費を3%カットして推進していくというふうに聞かされました。何と頼もしい町だなと思いました。こういった経常経費を3%カットするという手をつけるだけ子育て支援に力を入れているのです。そういった工夫が何よりもすばらしいと思いました。そこで、今の表題の保育所保育料の第2子目以降の無料化とあわせて、次ウの保育所完全給食の取り組みについても関係してまいりますので、最終的に市長の考えも伺いたと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ウの保育所完全給食の取り組みについて伺います。この取り組みについては、視察先の邑南町、日南町ともに実施されておりました。完全給食については、3歳児より主食を持参することになっておりますが、当市では夏場の時期は衛生管理の上から完全給食になっております。こうした実績のもと、今後の取り組みとして子育てしながら仕事を持つ保護者にとって主食の用意がなくなることは、朝の忙しい中では一つの軽減になると思います。現在の保育所児童数は115人のうち、3歳以上の主食のお米、パンを持参する対象児童数は75人のようですから、取り組みとしてはできるのではないかと思いますので、お考えを伺いたしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育所完全給食の

取り組みについてでございますが、市立保育所では基本的に3歳児以上の子供におきましては、お米やパンなどの主食を持参してもらっていますが、夏の暑い時期に限り、食中毒防止のため保育所にて主食を用意し、完全給食を実施しております。ことしも7月10日から9月10日までの2カ月間、完全給食を実施いたしました。この期間中は保育所の調理員が勤務時間を工夫しながら、手作業で主食用の食器を洗い、消毒をしております。年間を通じて完全給食を実施するとした場合、作業の効率化から食器洗浄機と消毒殺菌保管庫を設置することが望ましいのですが、両機器を購入しても両保育所とも調理室内に設置するスペースがないのが状況でございます。しかし、一方では働いている保護者が多いことから、完全給食を希望する方もおり、実際に調理を担当する調理士や子供たちに給食の指導をしている保育士との意見交換なども行い、実施が可能かどうか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 夏場の2カ月完全給食になっているのは現実です。こんなふうにできているわけですから、2カ月であっても。現場的にも工夫の努力をしていただきたいと思いますし、また完全給食のお米やパンの財源が年額どのぐらいになるのか、改めてまた伺います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 完全給食を実施するとした場合に必要な経費でございますが、主食用のパンと米を購入する費用といたしまして、年間約60万円から70万円と見込んでおります。また、あわせて調理員の勤務時間延長に伴います時間外手当の増加が想定されるところでございます。そのほかにも先ほど申し上げましたように、両保育所に食器洗浄機や消毒殺菌保管庫を設置するとした場合、購入費合計で約620万円と設置スペース改修に必要な費用がさらに見込まれると考えております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番(五十嵐美知君) [登壇] 保育所の完全給食については、主食以外の調理機材までも今現在そろえる考えはしなくてもいいのではないのでしょうか。いずれ認定こども園に移行されるわけでしょう。そしたら、現時点では別にそれを用意すること考えなくてもいいのではないのでしょうかと私は思いますけれども。その中で、現在保育所の中で使われている子供用のお皿、お茶わんなどは本当に小さくて、軽くて、割れない物を使われております。ですから、我々が大人用の重たいお皿を持って壊れるとか、そういうことは考えられないわけです。ですから、現場的にも本当に工夫次第で私はできると思います。洗いがふえれば帰りは遅くなって、それに賃金費用が出るのではないかという議論ですけれども、私はそれも数量的にも、大きさからも、工夫すればできると思います。だって、2カ月でどのぐらいの賃金発生したのですか。そんなふうに考えていったら、私はできない理由幾ら並べても、前者の意見ではないですけども、これはできっこないです、いつまでも。それよりも人口減少対策の子育て支援という考え方から立つのであれば、認定こども園もしかり、そうですし、出産祝金もそうですし、保育所のあり方も全部そうです。そういったことがトータルでいけると、足りないすき間は埋まらないのです。赤平と同じく、いろんなところで同じようなものの施策やっています。赤平全然おくれてなんかいないのです。足りないところをどうやってそのすき間を埋めるか、どうやってその施策を練っていくかというところになるわけです。

ですから、お米やパンで60万から70万の費用がかさむということありますけれども、この後は人口減少対策と子育て支援という考え方から、市長に改めてお考えを伺っていきたいと思いますけれども。市長、子育て支援のあり方では、ほかのまちと政策面では本当にそれほどの違いはないわけなのです。それで、前者の議員の質問にもあったように病児、病後児の保育もそうです。これもすき間です。そういう足りないところ、保育所の問題もそうです。の施

策が必要で、その部分に取り組むことによって、トータルで、くどいようですけども、子育て支援が整っていくわけです。保育所保育料の2子目以降の完全給食については、合計で合わせると約300万円です、予算、年間。そのぐらいの予算があれば、同時に実施できるというふうに思いますので、市長はこの点どのようにお考えになるか、伺っておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(北市勲君) 市長。

○市長(菊島美孝君) それは、担当課ともよく相談しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長(北市勲君) 五十嵐議員。

○2番(五十嵐美知君) [登壇] 市長、力強いお答えありがとうございます。期待していますので、よろしく願いいたします。

それでは、大綱の3、生活困窮者自立支援制度について伺います。①、当市の現状と課題について伺います。仕事や健康など深刻な問題を抱えた人の相談に自治体が応じ、就労や住居の確保といった必要なサービスにつなぐ生活困窮者自立支援制度ですが、スタートから1年半以上が経過して、厚生労働省は根拠法の施策後3年をめどとする見直しへの議論を開始したようであります。生活に困窮する人にどこまでも寄り添い、自立へ向け背中を押していけるような制度の拡充を進める必要があると思っております。この制度では、福祉事務所のある都道府県や市などの自治体に相談窓口が設置され、困り事をワンストップで受け付けており、2015年度では約22万6,000件の新規相談があり、就労計画では個別の支援プランの作成は約5万5,000件に上がり、16年度もふえる見通しのようであります。この制度の主役は地方であり、就労支援や家計の相談と支援、さらに生活困窮世帯の子供の学習支援など自治体がそれぞれの判断で実施できる任意事業についても、16年度の実施自治体は前年度に比べ大幅に増加しているようでもあります。経済は回復基調にあるとはいえ、自立に向け支援が必要な人はまだ多いと思

います。特に任意事業の実施状況については、自治体間格差が大きいとされており、助けを必要とする人たちをどう見つけ出すかも課題ではないでしょうか。生活困窮者は孤立しているケースが多く、相談窓口に行くことさえ難しいからだと思います。こうしたことに対して、公営住宅の家賃や住民税の滞納など生活困窮のサインとして、料金徴収部門と相談窓口が連携して、新たな困窮者への把握につながるものと思いますが、当市の現状と課題について伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 生活困窮者自立支援制度につきましては、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うため平成27年4月から施行されました。対象者の考え方といたしましては、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者とされ、法の目的である困窮者の自立の促進を図るため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、必要に応じて就労支援を行うなど、包括的な支援により効果を最大限高めていくことが必要であると考えております。

当市の状況といたしましては、NPO法人であるそらち生活サポートセンターを窓口として支援を行っており、平成27年度では新規相談窓口件数が15件、そのうち就労支援対象者が10人、支援の結果、一般就労された方が5人となっております。主に就労支援に関する相談に応じておりますが、中には日常生活の自立や社会生活の自立に関する相談もあり、必要に応じてそらち生活サポートセンターと福祉事務所で対応をしております。

行政内部では、昨年5月に生活保護を初め住宅係、納税係、包括支援センター、さらには上下水道課や社会教育課など10課、23名を対象に説明会を開催し、制度の理解と事業方針などを確認し、連携を図っているところでございます。市民への周知につきましては、広報あかびらへの掲載、電話相談案内などの

ポスター、チラシをスーパーやコンビニエンスストアに設置依頼しており、ことしは新たに持ち帰りやすいカード型のチラシ、名刺判でございしますが、これを作成し、銀行やガソリンスタンドなどの待合スペースへ設置をお願いしております。さらに、商工会議所、赤歌警察署、社会福祉協議会及びあかびら市立病院など市内関連団体等への訪問や民生委員・児童委員協議会の研修でも制度の説明や情報の提供などのご協力をお願いしているところでございます。

任意事業でございますが、就労準備支援事業及び家計相談事業につきましては、相談件数が少ないことから、そらち生活サポートセンターと福祉事務所において相談を受け付け、必要に応じて関係機関へつなぐことで対応しております。

同じく任意事業でございます子供の学習支援事業につきましては、生活保護世帯では高校進学率が100%であること、また市全体としてもほぼ100%に近い数字であるため、事業の対象者数がどのくらいになるか不明ではございますが、今後は学生ボランティア事業など他の施策の活用も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

生活困窮者への支援は、相談機関のみが行うのではなく、法に定める各種事業の取り組みなどと連携し、相談は幅広く受け付けた上で、その後の支援については相談機関が調整機能を担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことが重要であると考えております。相談支援の性格上、所得、資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、総合的な課題を抱える生活困窮者が制度のはざまに陥らないように、できるだけ幅広く対処することが必要であり、社会とのつながりが薄れてみずからサービスにアクセスできない方もいることから、早期支援につながるよう配慮し、今後も関係各所との連携を図りながら事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 生活困窮の方

々の相談窓口が生活保護のところにあるということでありすけれども、生活困窮している人の中には生活保護担当者には近所の目があって気になることから、余り接触したくない方も中にはいるのではないかと思います。そういう場合どのように対応していくのかなど、またある意味ではこの制度のNPOへの連絡方法を知らない人がまだまだ多いのではないかと思います。さらなる周知の検討もすべきではないかと思います。この点もいかがでしょうか。また、相談窓口と10課、23名との連携はどのように機能しているのか、さらに伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 生活が苦しい方の中には、近隣の方や自分の家族には知られたくない方もおり、そのような方から相談があった場合には、生活保護の担当職員ではなく、NPO法人そらち生活サポートセンターの職員が対応し、職を求めている場合にはハローワークに同行したり、障がいがあると思われる方には関係部署に同行するなどの相談者が自立していくための支援を行っております。また、市の徴収担当課において公共料金滞納者からの相談があった場合には、そらち生活サポートセンターや福祉事務所職員を紹介するなどの対応をしているところでございます。今後は再度市職員に対しまして、この制度の理解を周知するとともに、市民の方が気軽にそらち生活サポートセンターを利用できるようにPRに努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 サービスにPRしていきたいということでありますので、よろしく手を打っていただきたいと思います。また、生活困窮者自立支援制度は生活保護に至る前のセーフティネットになるわけですので、しっかりそれぞれの連携とるところと手を合わせて取り組んでいただきたいと申し上げ、この質問を終わります。

○議長（北市勲君） 質問順序5、1、災害対策に

ついて、2、公文書の管理と取り扱いについて、3、さらに人材力を活かす市の職場環境づくりについて、4、中心市街地の活性化対策について、5、農林業の調査について、6、独居高齢者の葬儀の対応について、7、地域とともにある学校づくりのあり方について、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大綱1、災害対策についてお伺いをさせていただきます。①、豪雨災害のその後の対応について、ア、庁舎内全体の情報共有についてお伺いをさせていただきます。

9月の定例会での質問におきましても、8月下旬に起こった豪雨災害でのことを質問をさせていただきましたが、その当時はまだ起こったばかりの出来事でごさいますので、その時点での状況での答弁内容でもございましたので、その後3カ月半が過ぎましたので、その後の対応、対策について確認を再度させていただきたいというふうに思っております。当時災害対策本部の中での対応や各担当課で対応し切れなかったこと、そして市職員が市民の電話対応で十分に対応し切れなかったことが課題として挙げられてございました。その後庁舎内全体で、今回のような豪雨災害や断水時の対応、対策についての意見聴取や課長同士での十分な情報共有の場が図られているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 災害時の庁舎内全体の状況につきましてお答えいたします。

災害対策本部の業務分担につきましては、地方防災計画に定めておりまして、災害対策本部の庶務などを役割とする総務対策部、災害時の避難誘導に関することなどを役割とする市民対策部、道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関することなどを役割とする産経建設対策部、被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関することな

どを役割とする教育対策部、応急医療及び助産関係の連絡調整に関することなどを役割とする医療対策部、人命救助及び避難誘導に関することなどを役割といたします消防対策部とそれぞれ分担し、その役割を担っており、各対策部長が災害対策本部の構成員となっておりますことから、本部員会議等で話された災害の状況など、各対策部長は部員に周知することとしてございまして、また被災箇所等の情報や時系列の対応をホワイトボードに記載し、常時見れるようにしておくなど、情報の共有を図ってきているところでございます。

このほか、このたびの災害の教訓といたしまして、みずからの役割を確認するよう課長会議で話し合いました、またグループウエアの掲示板には地域防災計画の抜粋ではございますけれども、災害時における災害対策本部の各対策部、班の役割分担について掲載し、常時確認できるようにしたところでございまして、さらに今後総合防災訓練におきましては、実際の災害を意識いたしまして、情報伝達訓練等を実施していくなど工夫してまいりたいと考えているところでございまして、また断水時の対応につきましても上下水道課を中心といたしまして、情報の伝達がしっかりと行うことができるよう確認してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今のお答えをお伺いさせていただきました。一方的な情報の提供というのはすごくわかるのです。そして、全体的なかわり合いが見えてこないかなというところがちょっと心配になりました。そこで、課の連携は本当に大切だというふうに思っています。全体が一堂に会して議論をし合っている状態なのかということとか、あと直接かかわっていない職員でも庁舎内、近くでやはり対応していた方たちを見ていた様子だったとか、一市民として近所の状態がどうだったの

かだったりとかということが多分市職員がそれぞれ感じていたことだったりとか、さらにこんなことをすればいいのではないかなというアイデアとかも持っていると思うのです。ぜひそういった職員間での内容とかを課の中でも意見を出し合うということもすごく必要なことではないかなというふうに思っています。課長会議などをやられたというようなことも伺いましたけれども、そういった意見の吸い上げなどというものは行われた内容だったのかということをお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 先ほども申し上げさせていただきましたが、みずからの役割を再確認するよう課長会議では話し合はしてございますけれども、お話のございました意見聴取につきましてはこれまでまだ実施してはございませんので、今後実施については検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 続きまして、関連しまして、イの町内会との連携の対応についてもお伺いさせていただきます。

町内会との連携につきましても、防災計画の中で連絡網の対応が設置されていましたが、計画どおりに実施されていなかった状況だったということと、地域の被害状況等の把握や災害時の要配慮者の避難行動の支援ということと、あと自主防災組織としての取り組みなど町内会との連携が必要とされている部分も課題として挙げられていました。その後さらなる体制の強化を考えたいとのことでもございましたけれども、町内会連合会とはどのような話し合いや具体的な対策づくりというのはその後行われているかということをお伺いさせていただきたく思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 町内会との連携の対応につきましてお答えいたします。

町内会、連合町内会に関して担当してございます部局におきまして、日常的に連絡できますように各町内会の連絡先がわかるよう一覧表を作成し、対応できるよう改めて確認したところでございますが、このほかさきの住民懇談会におきましても、市役所の職員にも限りがあるので連合町内会のほうに連絡をし、協力を求めているだけであれば対応したい。町内会でも防災組織をつくり、市の対策本部と連携を行いたいなど、貴重な意見も頂戴しておりますことから、今後自主防災組織の設立のためのご協力はもちろんでございますけれども、町内会長会議などで情報伝達先の確認や情報提供など努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 あれだけの災害が発生した中で、その後の対応が少し遅いところがあるのではないかなというふうに感じました。記憶が新鮮なときに、そのときの事態を共有することと、その後の対策を考えておくことということが、もしかしたらあした起こるかもしれない災害に対しての備えに生かせるのではないかなというふうに思っています。今ほどもご答弁ありましたけれども、当市の本来あるべき姿の防災計画の位置づけというのが今後さらに見直されていくことというふうに思いますけれども、いち早い対応をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、②のドローンを用いた災害調査についてお伺いをさせていただきます。近年さまざまな分野で機械化が進んでいることは皆様もご承知のとおりというふうに思いますけれども、災害時におきましてもその進行はありまして、山での事故などが起きたとき、救助隊がその被害者のもとまですぐに行けないような光景をニュースで見ることがあるというふうに思いますけれども、当市のように沢沿いや山奥にある住宅もまだありますので、このような豪雨災害があったときに同様の状態になり得るかも

しれないということが想定されます。そのようなときに備えまして、ドローンを用いた災害調査を行っているところもでございます。立ち入りが困難な場所でも上空から撮影ができる特性を生かしまして、災害状況の早期把握など、その他多岐にわたる用途で活用が期待されているところもでございます。民間との協定を結んでいる都道府県、市町村、消防本部も現にあることから、当市におかれましてもドローンの運用ルールの設置や民間企業との災害協定などもご検討いただきたくと思いますが、この件につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ドローンを用いた災害調査につきましてお答えいたします。

今回の災害においては、ドローンを利用しなければならぬような場面はございませんでしたが、災害の発生時に目視できない土砂崩れ現場の上部の確認など、災害現場の状況を確認いたしましたり、孤立集落へ物資を運んだりするのに役立つなどから、民間業者と協定を結ぶなどしてドローンの活用を進める自治体が近年急増してきているとのことでございます。本市の整備につきましては、業務用のドローンは高額なものになると100万円以上にもなるものであると言われておりまして、また操縦技術の取得が難しいということなどから、現段階でドローンを購入することは難しいと考えますけれども、ドローンの実用性は非常に高いと考えておりますので、災害発生時にドローンが活用できるよう操縦者の派遣を含めた関係企業との防災協定について、調査研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今のご答弁の中にもございましたけれども、調査いただく中で当市でももうドローンを使っている企業もございまして、またことし10月ですけれども、ジャパンイノベーションチャレンジということで、2016ということでロボットのコンテストというのがやられていまし

た。ドローンというのをその中で紹介もされていたりとかありましたので、そういったことも含めていろいろと見学していただきたく、調査をしていただきたく思っていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大綱2に移らせていただきます。公文書の管理と取り扱いについて、①、庁舎内の業務改善の調査についてお伺いをさせていただきます。今庁舎内では、公文書を紙媒体や電子媒体といった2つの媒体の方法で管理をされているというふうに思いますけれども、課や人によって、その管理のあり方もばらばらなところがあるということに伺っているところでもございます。また、PDFなどの閲覧ソフトもあるところとないところがあるなど、電子媒体として管理をする体制も十分ではないということを感じています。庁舎内での状況調査を行い、どのような管理体制が求められているのかをいま一度ご検討いただきたく思いますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 庁舎内の業務改善の調査につきましてお答えいたします。

これまでグループウェアによりまして、会議室等の施設や公用車等の予約を初め掲示板を用いました情報やファイルの共有、スケジュールの管理などいたしましたり、コピー機を共有することにより、単独で接続しておりましたプリンターを減らしたり、公文書も年度ごとに職員の作成いたしました文書管理票システムを利用しまして文書保存するなど、業務改善を進めてきておりますけれども、現在特に業務改善の調査を進める状況にはありません。ただPDF閲覧ソフトは、いつでもインストールできますので、ほとんどの端末に入っているのではないかとはいえますけれども、現状赤平市文書事務取扱規程に基づきまして、文書保存することとしているところでもございますけれども、各課における文書の管理の現状につきましては、今後改めて把握してまいりたいというふうに考えているところでござい

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕PDFソフトの、閲覧ソフトですけれども、これは閲覧するソフトと、あと編集するソフトというのがございまして、やはりそういったものがないと、そういったサイボウズ上であつたりとか情報発信もできないだつたりとかということもございまして、管理上ふぐあいを生じているというところもあるというふうに伺っていますので、ですからそういったところも調査をしていただきたいなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

続きまして、②のファイリングシステムの構築についてお伺いをさせていただきます。以前も二セコ町のファイリングシステムの導入を先行事例としてお伺いをさせていただいたことがございます。二セコ町がファイリングシステム導入をされた経緯ということが大変当市においても考えていただきたいことだというふうに思いますので、述べさせていただきますが、まず①、文書の発生から破棄に至るまで管理が不十分で不要文書があふれているということと、次ですけれども、不要文書が氾濫しまして、事務室を占拠するために執務環境が悪化する。③、文書管理、分類の規定がなく、文書管理が個人任せで、文書がいつの間にか私物化されている。④、書庫が満杯状態で物置と化している。また、⑤、事務室のロッカー、書棚及びファイルなどがばらばらで収納効率が悪い。6番目、文書の目録がなく検索に時間がかかり、担当者不在には、所在が不明でありまして、このような状態で文書の紛失や担当者の急病などにより事務の停滞など問題が起こる危険性があつたということと、そんな中で1つの文書を探すのに10分から20分を費やすという状況があつたということから、そういった状態が悪化すると困るということで、ファイリングシステムを導入されたということでございました。

当市におきましても、同様の状態になっている部分があるのではないかなというふうにお察しいたし

ます。これから当市の人口と職員の割合ということを考えていきますと、決して当面は十分な人数体制を考えられないところだというふうにも思います。そのような状態の中で、当市におきましても早期にファイリングシステムの導入の検討をお考えいただきたいというふうに思っていますが、この点につきましてはいかがでしょうか。また、平成20年の4月の定例会におきましても一度質問させていただいている経緯もあることから、その後の経緯も含めてお伺いをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ファイリングシステムの構築につきましてお答えいたします。

当市の文書の管理につきましては、先ほども申し上げましたように職員が作成いたしました文書管理票システムを利用いたしまして、文書番号をつけ、文書分類、編さんし、保存しているところでございまして、文書管理票システムのデータを取りまとめ、検索できるように工夫はしてきてまいりましたけれども、文書自体の保存場所をしているわけではございませんので、実際文書を探す時間はどうしてもかかってしまう状況にございます。お話のとおり行政情報は住民の財産でありますことから、文書の私物化を排除し、検索効率を高めるといたしまして、ファイリングシステムを導入している団体もふえてきており、ファイリングシステム自体もいろんな種類があるようでございますけれども、ファイリングシステムはすぐに構築できるものではなく、職員の意識改革が必要とされているということで、キャビネットなどの備品購入のほか一般的にコンサルタントへの委託料も必要であると言われておりまして、維持管理も含めて五、六年はかかるというふうに伺ってございます。とはいえ、お話のとおり文書管理は住民自治と行政運営の基盤でありますことから、先進自治体の状況を視察するなど検証してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今ご答弁いただきましたけれども、実際に今二セコ町が目標として掲げている検索時間は、その同じ課の担当課は15秒、他の課の職員が検索して30秒、1分以内でその情報を探し出す、共有できるという環境を目指して構築しているのです。現にそういうふうになっているところもあるというところでございますので、相当な余計の時間を軽減している、新しい時間を生み出しているという環境づくりがされているわけです。だから、これはやはり5年とかという整理整頓しっかりみんながシステムに同行できるまでというのはちょっと時間がかかるというのは本当にあると思うのですけれども、行政サービスのあり方というのも大分時間の軽減することによって変わってくる場所があるのではないかなというふうに思うのです。ですから、当市におきましても今の時間の使い方ということと人件費の換算ということをしていただきながら、ファイリングシステムの導入の経費というのは通常かかってきますので、そういうのを対比させて調査をしていただいたり、今言っていたいました先進地の取り組みというのもぜひ見てきていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③の情報公開条例の見直しについてお伺いをさせていただきます。国におきます行政機関の保有する情報の公開に関する法律ということで、情報公開法が成立いたしまして、当市におきましても赤平市情報公開条例というものがございませぬ。その中でも市民による行政参加の充実を目的とされまして、情報開示や開示の方法も定められていますが、いざ情報開示、公開の請求があった際には、該当する文書の検索に時間がかかったり、請求者もどのような文書が市に保管されているのかわからないなど、制度の運用に支障を来すケースも他市町村ではあるというふうに伺っています。当市におかれましては、そのようなケースがこれまでなかったのかをお伺いさせていただきます。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 情報公開条例の見直しと申しますか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、お話ありました法律は平成11年5月に公布されておりまして、当市の赤平市情報公開条例は平成10年3月と情報公開制度の確立につきましては国よりも地方公共団体が先じているという状況でございますけれども、法律では開示請求があった日から30日以内に決定しなければならないというふうにされておりまして、当市の条例では開示請求があった後14日以内にしなければならないとしているところで、国よりは早目に決定をするということになってございます。お話ありました運用の支障はどうかという話でございますけれども、情報公開の運用状況につきましては、毎年公表することにしていただいております。今のところ運用に支障を来している状況にはございません。よろしくお願ひします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今そういった状況はないということではございましたけれども、他市町村の取り組みにおきまして、情報公開の条文の中の運用規程に情報の共有化に関する基本方針といったものが挙げられているまちもございまして、その中に現状の情報提供にとどまらず、よりよい市民への情報提供ができるようなシステムの創設に努めるといった記載をしているまちもございまして、先ほどから質問させていただいておりますそういった資料の管理等のシステムの構築に合わせた条例の見直し等も必要になってくる部分がこれからはあるというふうに思いますので、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） お話のございました情報の共有化に関する基本方針についてでございますけれども、それに関する規定につきましては、お話のとおり当市の情報公開条例にはありません。ただ道内におきましては、町村の情報公開条例において

規定されるものが多いようでございますけれども、一方ではその条例の前文に記載されておりますとおり、まちづくりの基本といたしますことから、管内でも見受けられますけれども、まちづくり基本条例の中に規定している団体も見受けられるところがございます。いずれにしましてももうたわわれている情報の共有化につきましては、市民参加の原則の前提ともなり、大切な事項というふうに認識してございまいので、条例等の例規とするか等十分に検討してまいりたい、こんなふうに思っております。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 その情報の共有化といった視点の中で、ぜひお考えいただきたく思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、大綱3、さらに人材力を活かす市の職場環境づくりについて、①、研修のあり方についてお伺いをさせていただきます。市の職員と話している際に、やはり新人の職員とはほとんど面識がなく、その課内だけで交流がされているということでございました。さらに、横断的な交流の場がないということも寄せられてございます。以前にもこの内容に関することは何度もご質問させていただいてるところではございますけれども、やはりその後のなかなか改善策というのがうかがえないところでございます。そこで、一度職員間でどのような研修のあり方が、交流のあり方が必要なのか、やってみたいと思っているのかという話し合う機会を設けていただけないでしょうかというふうに考えています。担当課からの提案、押しつけといったことだけではなくて、自分たちの資質向上に向けてみずから話し合えるフランクな話し合う場づくりというのもつくっていただけないかなというふうに思っておりますが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 研修のあり方についてでございますけれども、職員研修につきましては職員のスキルアップなどを目的といたしまして、地方自治法、地方公務員法などを軸といたしました基本

研修など、北海道市町村職員研修センターの実施しております各種研修、中空知ふるさと市町村広域圏が開催してございます接遇、女性リーダー研修、メンタルヘルス研修等や北海道市町村振興協会の主催で行われております市町村職員道外先進事例研修に参加するなど実施してきておりますが、さらに民間の方と一緒に活動する中で、人と人のつながり、刺激を受け職員の資質の向上につながるということで、青年団体への職員の派遣研修も実施しているところがございます。今後におきましても、職員一人一人が全体の奉仕者であることを自覚し、住民の目線に立って物事を考え、住民に役立つことができますよう業務も多くなってきている中ではございますけれども、できる限り多くの職員が研修機会を持つことができますよう工夫してまいりたいというふうに考えてございます。なお、横断的な交流などにつきましては、本年度はやむなく中止になりましたけれども、福利厚生会の野遊会や組合の交流会などのイベントもあり、今後も進められるのではないかとこのように考えてございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまお答えいただいた内容の中で、いろいろと研修をされているということでもございましたけれども、やはり活動している内容をここでも共有というかキャッチボールしている状態なのかなというのが本当に心配なところであります。ただ行ってきて、そうだったのということではなくて、やはり実際に研修にどのように向き合っているかということを上司であったり、同じ課の仲間であったりといったところに伝える機会というものが必要ではないかなというふうに思っています。それで、周りの職員間も刺激を受けたりという方向性になるのではないかなというふうに感じるころがございます。形式ばかりにとらわれず、気軽に情報発信ができる環境ということも必要ではないかと、そしてそういった部下を見守る上司の体制というものもぜひご検討いただ

きたいと思いますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 各種研修の報告につきましては、形式にとらわれているわけではございませんけれども、事後に復命という形で報告することになりますけれども、関係する課、係等に回覧するなどしているものもあり、また出張先からいただいたデータを共有しているドライブにおきまして閲覧できるようにするなどしているところもございません。しかしながら、職員みんなが知ることができるようグループウェアの掲示板など活用するでありますとか、その方法については今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 検討いただけるということでございました。また、今も職員の中では時間もないということもわかります。でも実際にすごくいい事例として、当市におきましては産業振興人材育成事業ということのプログラム行っています。これは、今までも質問を何回もさせていただきました。でも本当に素晴らしいプログラムではないかなというふうに、私見させていただいて思いました。さまざまなテーマについてグループごとに考えて発表し合う、そして近くの仲間、メンバーが何を考えて、自分は何を考えなければいけないのかということの考えの構築というのがすごく整うのではないかなというプログラムでした。そして、それを発表して共有させていくということで、やっぱり考えを生み出すそのサイクルというのが、今私たちが目指しているPDCAサイクルだったりとか、従来から言っています報・連・相というものを常に意識した職場環境を見出していこうという感覚につながっていくのではないかなというふうにすごい感じるところがあるのです。ですから、そういった意味でもチームワーク力を高めるために、仲間意識が強化される産業振興の人材育成プログラムというものをぜひ職員向けに転用してもらえたらどうなのかな

というふうに考えるところがございますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 産業振興人材育成事業のプログラムにつきましては、PDCAサイクルや報・連・相を常日ごろしていくといった感覚につながる、仲間意識を強化するといった、その有効性につきましてお話がございましたけれども、いま一度産業振興人材育成事業のプログラムを検証させていただきまして、職員研修に生かせるものがあれば企業のリーダー育成ということで実施されておりますことから、産業振興人材育成事業プログラム自体に参加することは難しいかもしれませんが、今後工夫してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひ時間がないだったりとか、いろんな環境の中であるとは思いますが、やはり今あるものを最大限利用する、今ある環境を最大限利用するというこの中では、やはり企業、地域、市の職員等交わるところというのも大切になってくると思いますし、また別途市の職員間の中でプログラムの育成をやるということに対しても、ぜひ前向きにお考えいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、②、課内のコミュニケーションのあり方について伺いをさせていただきます。市職員の業務に対するプレッシャーは、ほかの業務、業種よりもはるかに大きい部分がありまして、市民からの視線をいつも気にしながら、慎重に計画的に業務を全うするところがあるというふうに思います。そして、その余りのプレッシャーに耐え切れず心の病になる公務員も全国には多くいるというふうに伺っています。当市におきましても、決して他人事ではなく、日ごろからの業務に対する気持ちのフォローが必要になってくると思っております。また、これから人口の減少とともに市職員の体制も減少す

る中で、多様化する業務を一人で行うということではなくて、チーム力をもってさまざまな業務に支え合って構築をしていくということが大切になってくるのではないかとこのように思っています。まさに、今いろいろな計画が走り始めている中で、そういった体制づくりを強化する最もいい時期ではないかというふうに思っています。

そこで、課内のコミュニケーションのあり方ですが、そういった部下の業務体制など課長がしっかりと把握するタイミングというのは、どこでされているのか。これまでも何度も質問させていただいてございますが、その経緯についてお知らせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 課内のコミュニケーションのあり方についてでございますけれども、電子メールやソーシャルネットワークサービスなどを使用する機会がふえてきてはございますけれども、フェース・ツー・フェースでコミュニケーションをとることが大切でございますことから、特に外勤の多い職場や施設では以前からお話ございましたけれども、朝のミーティングは有効に取り入れている職場もございます。それ以外の職場では、いつでも必要に応じてコミュニケーションがとれる状況にございまして、報告や連絡、情報共有が自然発生的に行われることが理想でございまして、日常的にコミュニケーションは図られているのではないかと考えますけれども、業務の集中により、なかなかとれない場合もあろうかと思っておりますので、例えば週に1度決まった時間に職場でのミーティングする、例えばランチミーティングを行うなど、各職場で工夫が必要ではないかというふうに思います。いずれにいたしましてもコミュニケーションが職場の一体感の醸成と円滑な業務遂行につながりますことから、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 取り入れていた

だいているところもあるということもありますし、でもまだそういった体制がとれていないところもあると、自然発生的にやっているのではないかということではなくて、やはりちゃんとチーム力を高めるための体制づくりというのはぜひとっていただきたい。やはり遅刻が多い職員であったりとか、体調が悪いのが続いている職員であったりとか、残業が多い職員というのは、やはりサイボウズとかではわかり知らないというふうに思うのです。そういった電子ツールの情報交換だけでは見えないところのフォローというのが本当に大切になってきているのではないかなというふうに思っています。本当に試験的にでも全課で朝礼を取り入れてみるであったりとか、ランチミーティングをやってみるといった、フェース・ツー・フェースのコミュニケーションのあり方を試験的にやってみて、どんな効果があるのかというふうに一回検証するだけでもいいではないですか。

それで、今ではセクハラとかパワハラとかいったことがありまして、なかなかコミュニケーションをとりづらい部分があるというふうに感じる世の中ではございますけれども、そういったことであるならば、日ごろコミュニケーションをどうやってとっていいかわからない課長の皆さんというのももしかしたら出てくるかもしれないというふうな状況がすごく考えられるのではないかなというふうに思うのです。ですから、そういった日ごろからのコミュニケーションを実践するといった場をぜひご検討いただきたいと思いますが、この点につきましてもう一度お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 遅刻する職員いるかどうか、ちょっと僕もわかりませんが、目の前に職員が来ますので、そこは確認できるのではないかなというふうには思います。また、病気についても同じように職員が目の前にございますので、そこは各課長さんは皆さんその状況、部下の状況は確認できるのではないかと思いますけれども、お話のござい

ましたコミュニケーションの機会、これに関しては朝のミーティングもそうでしょう、ランチミーティングもそうだと思います。いろんな機会という部分はそれぞれ工夫して確保しなければならない、僕はこのように思っています。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひ再度工夫をよろしくお願ひしたいと思います。

③でございます。総合案内看板設置に向けた市職員のかかわり方についてお伺いをさせていただきます。昨年庁舎内の案内看板の整備につきまして、関する質問をさせていただいたところ、前向きなご答弁をいただいているところではございます。その後もいろいろと調査をさせていただいているということではございましたが、どのような案内看板が当市に合っているのか、方法があるのかということまではまとまっている状況でしょうかということではございました。また、案内看板をつけたからといって市職員の市民を案内する意識が高まったといった簡単なことではないというふうに思っておりまして、ご検討の中で加えていただきたいところは、案内看板を設置するに当たって、担当課ばかりで考えるのではなくて、庁舎内全体の意見を聞きながらどのような案内看板を設置するべきか、またそこで市職員全体のかかわり合いの中で意識を高めていくということが次の案内看板を設置しただけにはとどまらず、全体の案内力が高まるといったことにつながっていくというふうに思うのですが、このあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 総合案内看板設置に向けた市職員のかかわり方についてでございますけれども、総合案内看板につきましては各階ごとに各課の位置がわかり、また各課の業務内容がわかる看板で、できれば市役所内で行われている行事を案内する行事案内を併設するなど、来庁者がわかりやすい利便性の高い案内板としたいとイメージはしているところでございますけれども、まだまだ具体的には

決まってはおりません。どのような看板がいいか調べていきたいと考えておりますけれども、職員の意見を募り、具体化していきたいなというふうに考えているところでございますし、また職員一人一人がコンシェルジュであるという気持ちを持ってお客様の対応に心がけていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひもうそろそろ具体的な案が固まり始めてくるところで、来年の予算には計上されるかなと思っていたところなのですけれども、まだまだそんなところではないのかもしれないませんが、ぜひ皆さんの意見をまとめていただいて、明るい案内につながるような看板を期待していますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、大綱4、中心市街地の活性化対策について、①、商店街振興対策協議会の進行状況についてお伺いをさせていただきます。平成26年に発足いたしました商店街の振興対策協議会につきましてもでございますが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中の目標におきまして、町なかでの交流人口拡大や経済効果などを見出す環境整備を考えているということではございましたが、今その会の進行状況を教えていただきたく思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 商店街振興対策協議会につきましては、市内商店街の魅力の発信や空き店舗、空き地の調査等を行い、商店街の振興を図ることを目的に設立をしております。地域おこし協力隊と連携を図りながら進めております。今年度につきましては、あかびら商店街通信の発行やメールマガジンの発行、観光協会ホームページでの商店街情報の発信、産業フェスティバルにおける商店街の魅力の発信、チャレンジショップの実施、空き店舗情報の収集、発信を行っているほか、新たに空き地活用ニーズ調査として、ポケットパーク整備の検討のため現在各商店に聞き取りのアンケート調査

を行っており、また商店街美化につきましてもシャッターアートや植樹などのニーズについてアンケート調査を行っているところであり、今後アンケート調査の結果をもとに、商店街振興対策協議会を主体に商店主や地域の方と整備について協議、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまご説明ありましたけれども、今の商店街の状況を見てやはりもっと対応スピードを上げていただくことをお願ひしたいなというふうに思っています。後継者の問題やまちの冷え込み状況から見ましても、このまちで商店街にかかわる方々のモチベーションが本当に心配なところでございます。また、しごと・ひと・まち創生総合戦略の中におきましても、ポケットパーク整備構想をうたわれてもございましたけれども、他市の取り組みではそのポケットパークも閉鎖するといった報道もございました。また、さらに今後計画の中で調査されているとされていますシャッターアートや植樹のアンケートということも挙げられていましたが、本当に今の商店街の状態を見て、あと10年たったらどんな状況になるかということが本当に今深刻に直面に考えさせられる状況な環境のわけです。ですから、もう少し具体的に商店街全体が売り上げを伸ばせるようなことにつながる方向性や案、誘導して先行してつくっていかねばいけないことが多々あるのではないかなというふうに思っておりますが、そういった中心市街地をリードするアイデアづくりというものをやる時間というのが事務局にはとられているのか、今の状況をお聞かせいただきたく思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 先ほども申し上げましたとおり、今現在ポケットパークや商店街美化についての聞き取りのアンケート調査を行っておりまして、まずはその結果をもとにポケットパーク

の必要性や整備のコンセプト、商店街美化の手法等について商店街振興対策協議会、各商店、地域の方と協議の場を持ちたいと思っております。また、その中でさまざまな課題等の聞き取りを行い、問題解決に向けた有効な施策につきましても、模索をしながら事務局としても取り組んでまいり、商店街振興につなげてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕引き続き関連させていただきまして、②のほうに移らせていただきたいと思っておりますが、事務局の体制のあり方についてお伺いをさせていただきます。

しごと・ひと・まち創生総合戦略の計画を進めていく中で、商工労政観光課という3分野にわたる課を5名でやっている人員の体制のあり方というのは、本当に大丈夫なのかというのが最近不安なところでございます。計画に対応がし切れない部分も出てくるのではないのでしょうか。今や人口の少ない、民力の少ない田舎というまちづくりの中におきましては、やはりまちづくりの企画や手伝いに行政にきかけをいただく場を与えていただきながら、十分に支えられていきながらまちづくりをやっていかなければいけない状態でございます。今も大変尽力いただいているところがございますけれども、他市を見ても稼げるまでの道のりを地域でどのように支えていくのかといったことも、地域ブランドをつくり出す上では大変必要な観点と体制づくりになってきています。そういった仕掛けも今の体制では十分な対応が難しいのではないかと感じています。

例えば1年間続きます赤平のお祭り、らんフェスタ、赤平のメインイベント火まつり、花火大会、赤平市民デー、産業フェスティバル、その他あります。また、他市にわたりましては、オータムフェストを始めまして、イベントにも赤平特産品協議会の事務局としても積極的に出展、協力をしていただいている今の状況でございます。また年中イベントを担い、

販路の拡大やPR出展など、その合間での企画やPR活動をして、またAKABIRAベース、エルム高原の集客アップの試験的な企画、実践、その合間で商店街の方々のつながりや労政といった企業との連携、資料づくりなど工夫して考えていかなければならないことなど多々ある中で、今の人員の体制が大変厳しいのではないかと感じています。結果だけではなく、目標を関係者で定めまして、経過を重視するPDCAサイクルをしっかりとできる体制が商工労政観光課には特に必要だというふうに思っておりますが、この点につきましてもいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 中心市街地の活性化に対する取り組みにつきましては、商店街振興対策協議会、商工会議所、地域おこし協力隊、商店街と市が連携をしながら、一体となって取り組む必要があります。商工労政観光課につきましても、商店街振興対策協議会の一員としてさまざまな取り組みを行っているところであります。赤平市には働く場があるという強みを生かし、仕事が人を呼び込み、定着し、魅力あるまちを形成するということから、赤平市しごと・ひと・まち総合戦略という名称となり、地元製造業の強みを生かした施策やまちと人の魅力づくりについてさまざまな施策を展開してまいらなければいけません。事務局の体制ということでもあります。市全体の限られた職員数の数の中です。商工労政観光課の職員が一致団結して中心市街地の活性化対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕この案件につきましては、人事的なこともございますので、担当課長も答えにくいところがあると思っておりますので、副市長にお伺いをさせていただきます。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略を進めていく中で、期間を定めて商工労政観光課の分課や人

員をふやすことなどご検討いただいたほうがよろしいのではないかとこのように考えもございますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 商工労政観光課の人数が足りないのではないかとこのようにお話でございましたけれども、今職員数でいきますと各課どこの課も人員については足りないというような要請をいただいております。ただ少ない人数の中で効率よく仕事をしていただくということにおいては、各課皆さん努力されているのではないかとこのように思います。商工労政観光課に限らず、どの職場においても今ある人数の中で最大限の努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、今後職員採用計画の中で少しでも人がふえますれば、またいろいろ各課の体制についても考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） [登壇] しごと・ひと・まちということで、5年、10年の中で最も手を入れていかなければいけない政策づくりというのが今進んでいる状態の中で、ぜひ市職員が直面している仕事の量であったりとか、まちが進めていきたい方向性の中でぜひここを力を入れたいのだということが計画の中ではあらわれているはずですので、その部分で対応し切れないところというのが見えてくる中では、ぜひ対応をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大綱5に移らせていただきます。農林業の調査についてお伺いをさせていただきます。

○議長（北市勲君） 植村議員、③の。

○3番（植村真美君） 済みません、1つ抜けました。申しわけございません。

③の宿泊施設と多目的施設の併設についての考え方についてお伺いをさせていただきます。さきの質問におきまして、宿泊施設の件につきましては同様

の質問となりますため、一部質問はやめさせていただきましても、並行して追加してお伺いさせていただきたかったところを質問内容の最初とさせていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

先日天理市の商店街に行ってみました。その中では空き家を市が買い取り、1階のスペースには商工の市の職員が張りつき、市の情報発信や庁舎と離れていてもテレワーク機能を完備し、会議を行え、さらに子育て世代の方々にもテレワークができる部屋や市内の方々が使用できるような会議スペースを貸し出せるような多目的施設と併設されていた場づくりがありました。その中では、市民が商店街が集まりやすい環境を築いていらっしゃいました。そこで、市の商工の機能が商店街の様子を敏感にいつも感じながら対応できるかかわり合いであったりとか、商店街の方々も安心して信頼できるような関係の構築、体制の基盤づくりというものが当市にも必要ではないかとこのように感じるところでもございました。今地域おこし協力隊が一部チャレンジショップをオープンさせていただいてもらっていますが、大変人の流れも変化しているというふうに思います。ここでさらに人の流れをつくり出す対策の中で、宿泊施設と人が集まれる多目的施設と、また商工と観光の課の出張所を併設いただくことも視野に入れて早急にお考えいただきたくと思いますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 今年度より地域おこし協力隊につきましては、より直接商店街とのつながりを持ってもらうために、チャレンジショップに常駐し、新たな人の流れも出てきていると私も思います。宿泊施設の整備にあわせて交流サロンスペースやギャラリースペース、またテレワークなども多目的施設を併設して職員を配置してはということですが、宿泊施設について民間で建設をするという場合におきましては、複合施設というのは難しいということでありますが、市といたしまして

も十分に商店街の声は聞いてまいりたいと思いますので、そういった施設のあり方について勉強してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕最近では、大きな店舗が店を閉じられたというところもございまして、中心市街地の空洞化というのが本当に大変な状態だというふうに思います。ですから、少しでも人の流れというものをつくり出していただくための政策というのは、いち早く打っていただきたいというふうに思っておりますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、大綱5に移らせていただきます。農林業の調査について、①、自然生態系調査の経過についてお伺いをさせていただきます。昨年度の第3回定例会におきまして、自然豊かな地域の特徴を生かしたまちづくりをするために、当市にどのような動植物が生息しているか、生態系調査を依頼させていただきました。その後の答弁におきましても、調査の範囲によって費用も変わるということと、検討いただけるということでもございました。また、補正予算の提案時には内容は調査する方々と打ち合わせをこれからしますということでございましたが、その後どのような調査範囲となり、どのような進行状態であるのかということをお伺いをさせていただきます。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 自然生態系調査のその後についての答弁をさせていただきます。

今回の酪農学園大学に調査を依頼したときに、大学の都合で天然記念物のクマゲラだけの調査となり、調査範囲はエルム高原のエルムの森に限定し、期間も6月15日から7月6日までの調査をいたしました。調査地は14カ所に機材を設置し、早朝の5時から7時までの時間、毎日録音し、計測した結果ですが、クマゲラのドラミングが確認できたのが4カ所で6回、クマゲラの飛翔音が確認できたのが8カ

所で13回観測できましたので、この地区には間違いなく生息しているという報告を受けた状況であります。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕ただいま経過内容をお聞きいたしまして、クマゲラというか、天然記念動物が生息しているという結果で終わっているということでございますが、この実績を今後どのように公表して、どのような分野で生かしていくおつもりかをお伺いさせていただきます。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 今回の調査結果をもとに、商工労政観光課と連携しながら、エルムの森に生息しているクマゲラの生態系を守りながら、観光資源としてPRしてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕ただいま商工労政観光課との連携ということでございましたけれども、当市にもカメラ好きな有志の方が大変山の動物の撮影とかをしている方々、市民団体もございまして、そういった方々との連携を今後どうするかであったりとか、また動植物の生態系に関しましても子供たちに与える影響というものも大きいというふうに思いますので、さらに大きな分野において活用していただきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、②でございます。農業者への意見聴取の実施についてお伺いをさせていただきます。近年では農業の世界も機械化が進み、機械を取り入れている農地と、そうではない農地というものも効率が変わりまして生産力に差がついてくる時代背景となっています。さらに、今後は高齢化で農地を手放す農業者も多く、どのように農地を手放すべきかを戸惑う農業者、そんな中で若手農業者は農地を拡大する傾向にもございます。そのように農地の変化もある中で、動物の侵入で農地が荒らされていることや温暖化が原因で気象変化にも大変戸惑いを見せて

いるところでもございます。また、多発する豪雨災害といったものもこれからも考えられるというふうにもございます。さらに、地域ブランドにおける農業者の考え方など農業者を取り巻く環境の変化も大変著しいことから、今後の中期ビジョンの中で役立つ対策の方向性を探るためにも、市内の農業者に対し意見聴取、アンケートの実施を行うべきではないかというふうに考えますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 農業者の意見聴取の調査実施について答弁させていただきます。

現状の農家さんのここ1年の農地利用については、毎年確認しておりますが、この先5年、10年の個人個人の農地利用を現在きょうも確認しているところであります。また、議員が言われますとおり基盤整備後による機械の大型化が鳥獣対策による電気柵などに対するものなのか、どのような支援が必要なのかなどを新たに聞き取るためのアンケート調査等を行い、そのほかの補助メニューなども確認しながら、国の政策の中で支援がないか、特に費用対効果についても求められておりますので、市単独の支援も検討しながら、地域の農家全体での農地利用計画についても今後の営農に結びつけていけるように関係機関等も入れて話し合いたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひ意見を聴取していただきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大綱6、独居高齢者の葬儀の対応について、①、相談窓口の拡充についてお伺いをさせていただきます。独居高齢者が親族や周りに自分の葬儀のことを伝える前に自己判断能力がなくなってしまう、認知症になってしまうことなどがあるというふうに伺っております。健康な状態のうちに遠く離れている親族や後見人を見つけ、自分の葬儀のことを伝えておくことが必要とこのことでございま

す。しかし、自分の葬儀のことを話すということも大変勇気の要ることでございますし、死に直面することを考えるのもなかなか考えにくいことと思います。しかし、独居高齢者で身寄りのない葬儀を行った場合に、最後まで対応しなければならないのはその市町村になります。高齢者を多く抱える当市におきまして、自分の葬儀に関することを相談しやすい環境づくりというものも大変必要になってきているのではないかとこのように感じますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 葬儀の対応などの相談窓口の拡充についてでございますが、心身ともに健康なうちに自分に万が一の出来事があった場合の連絡方法や最悪の場合の葬儀の対応などについて、あらかじめ自分の希望を記載したものを準備しておいたり、家族や友人などの親しい人に伝えておいたりする人がふえてくと伝えられております。しかし、一方ではこのようなことはなかなか気軽に相談しにくい事項でもあり、自分の思いを伝えられずに病気になってしまうこともあると思われま。以前にエンディングノートに関するご質問もございましたが、自分の意思を記載しておくためには有効な方法と考えております。また、特に日常的に人と接することが少ない方には、地域にいる民生委員やエリアサポーターなどのほか、自宅を訪問する包括支援センター職員や介護ヘルパーなどの方にも相談していただくことも可能であると考えております。人生の最後を迎えるに当たり、事前にさまざまなことを準備しておくことは気持ちの上でも豊かな老後を過ごすことができると考えられておりますので、相談窓口や方法について周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひそういった環境づくりをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

②、火葬場までの対応についてお伺いをさせてい

たきます。独居高齢者が亡くなった場合に親族に連絡してもすぐに来てもらえないでありますとか、仕事や遠方ですぐに対応が難しいときの身寄りが見つからないなどの理由で、ご遺体を安置しておかなければならなくなったときに、当市におきましては遺体の安置場所というものがないというふうに伺ってございます。これからはそういったケースが多くなってくるといことが予測されることから、そういったことに対してどのように対応をお考えでしょうかということがお伺いさせていただきたいところでもございます。また、今滝川の火葬場の改築が行われるための基本設計を検討しているというところではございますが、当市からは遺体の安置場所の要望などご検討いただけないものなののでしょうか。そのあたりも含めまして、お伺いをさせていただきます。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 火葬場までの対応についてお答えいたします。

ご遺体の安置する場所の確保についてですが、市民がお亡くなりになった場合、一般的に葬儀社が葬儀全般にかかわっていることと認識しております。現状ご自宅や葬儀社の施設などでご遺体を安置しておりますことから、市民や葬儀社からはご遺体を安置する場所がなく、苦慮しているとのお話は直接お聞きしていないところでございます。

ご質問の独居で高齢の方がお亡くなりになり、親族が遠方ですぐに対応が難しい場合や身寄りが見つからない場合につきましては、親族などのご相談ですとか、身元の調査に市はかかわってまいりますけれども、やはりこの場合も宗教、宗派により違いがございましょうが、遺体のお迎え、ご遺体の安置、通夜、告別式、火葬と一連の流れとなりまして、これも葬儀社がかかわる専門的な分野と考え、その扱いにつきましては相当な注意を払う必要がありますことから、市が遺体の安置場所の確保と切り離して行うことは想定しておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、次に滝の川斎苑の改築の際に霊安室の設置を中空知衛生施設組合に市として要望するかのご質問ですが、現在滝の川斎苑の改築につきましては基本計画案が策定され、11月にパブリックコメントを終えたところでありまして、基本計画案の中には霊安室の設置はない状況となっております。来年度基本設計となりますが、その過程で市も構成市町として協議してまいります。今後構成市町での話し合いの機会があるとお聞きしておりますので、その際霊安室の設置につきましては他市町村の現状や必要性など聞いてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 実際そういった声がないということではございましたけれども、これからそういったことのケースを踏まえて安置所だったりとかを設置している傾向にある部分もあると伺っているところでもございます。他市町村の取り組みというものもしっかりとアンテナを張っていただきまして、また場合によっては葬儀社であったりとか、関係業者との連携も必要になってくる部分があるというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

続きまして、大綱7、地域とともにある学校づくりのあり方について、①、コミュニティ・スクールについてお伺いをさせていただきます。今文部科学省が推奨している保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会をつくるコミュニティ・スクールですが、全国に広がりを見せつつ、全体の23%に達しているという状況でございます。北海道におきましても小学校27校、中学校14校の合計41校がこの取り組みをされています。そして、北海道では平成31年までに全ての学校に導入を計画しているところではございますが、当市においてこの取り組みはいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） ①、コミュニティ・スクールについてお答えさせていただきます。

コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりのために有効なツールであり、その導入に向けた検討を進めることは、平成28年度空知管内教育推進の重点施策でもあることから、本市においても現在検討を進めているところです。コミュニティ・スクールには校長が作成する学校運営の基本方針を承認することは必須とされている学校運営協議会の設置が必要になりますが、先進地の事例を参考に、まず学校運営全般を協議する会議体となる学校関係者評価委員会を新たに設置して積極的に意見交換する場を設定しながら、学校運営協議会に発展させる方法を考えたところです。学校関係者評価は保護者や地域住民などの学校関係者等が自己評価の結果を評価することなどを通じて自己評価の客観性、透明性を高めるとともに、学校、家庭、地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて、相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を目的として行うものであります。平成29年度からの学校関係者評価を実施するべく、本年度赤平市立学校管理規則に所要の改正を行い、コミュニティ・スクール実現への第一歩を踏み出したところですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 そのスタートを切っていただいているということでございますけれども、続きましての質問をさせていただきます。

②、体制づくりの考え方についてお伺いをさせていただきます。この制度のことにつきまして、市職員、学校の先生、地域の団体、家族などの理解が大変必要になってくるというふうに思います。そういったことをともに学ぶ場づくりや学校の先生におきましても日ごろの悩みを地域全体で相談し合う場などといった横との連携のつながりというものが大変必要になってくるのではないかとこの辺に感じるところでございますけれども、この辺の体制づくりにつきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） ②、体制づくりの

考え方についてお答えさせていただきます。

①、コミュニティ・スクールのご質問に対して答弁いたしました。本市においては学校関係者評価委員会を発展させて学校運営協議会を設置する考えであり、平成29年度は赤平中学校区の赤間小、豊里小、赤平中の3校で1つの組織、中央中学校区の茂尻小、中央中の2校で1つの組織で、当初2つの学校関係者評価委員会を設置して、さらに中学校統合時の平成30年度にはその2つの組織を再編し、新たな学校関係者評価委員会を設置することを予定しております。学校関係者評価委員会の委員構成は、現在のところ保護者代表、学校評議員、地域住民、地元企業関係者、小中学校の学校評価推進員、教員をそれぞれ1から2名程度予定しております。いずれにいたしましても平成29年度実施予定の新たな組織、制度でありますので、会議等の開催を重ねながら、その効果検証を行い、地域住民等関係者からさまざまなご意見をいただくとともに、地域とともにある学校づくりを目指し、適宜研修、視察等を行うことも視野に入れながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 コミュニティ・スクールというものの考え方というのは、いろいろとその市町村によってあるというふうに思いますけれども、また本市のように小中学校が統合されて学び舎の環境がない地域というものが大変多くなってきているところでもございますので、そういった環境づくりの中でコミュニティ・スクールをどういうふうに生かしていくかということは、本当にこれから赤平の明るい環境づくりをつくっていく中では大変重要なところになってくるのではないというふうに考えるところもございまして、本市のコミュニティ・スクールというもののあり方というものもぜひ全市を挙げて考えていただきたいところでございますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（北市勲君） 質問順序6、1、高齢者が生きがいを持って生活できる社会の形成について、2、地域資源を活かしたまちづくりについて、3、豊かな未来をつくる学校教育について、議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問させていただきます。本日最後の質問者となります。市長以下理事者の皆さん、答弁のほどいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、大綱1、高齢者が生きがいを持って生活できる社会の形成についてに入ります。①、避難行動要支援者対策について、ア、要支援者名簿作成の進捗状況と情報共有についてお伺ひいたします。平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方、要配慮者のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿作成を義務づけることが規定されました。そして、赤平も例外なく作成に取りかかり、名簿自体は完成しているとお聞きいたしました。利用までには至っていない様子です。過去にも一般質問や予算、決算委員会ではほかの議員から質問が出ていたと思ひますが、現段階での作成の進捗状況と現状はどうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 避難行動支援者名簿につきましてお答えいたします。

現在名簿は半年ごとに更新しておりまして、提供するために必要な同意書は約70%の回答が来ておりまして、残りにつきましては新たに対象になりました方を加え、郵送や電話のほか、地域包括支援センター等の協力を得まして進めてきているものがございますけれども、本年中には同意いただいた方々を取りまとめまして、災害対策基本法に基づく名簿でありますことから、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度ということで、秘密保持の義務がかかりますことから、その理解と協力を得た上で

消防、警察、社会福祉協議会、町内会など避難支援等関係者に情報提供ができますよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、災害時におきましては、名簿は本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者、その他の者に提供できることとなっているものでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 それでは、再質問させていただきますが、この名簿の情報に関しまして、関係団体や町内会などで共有することに関して、今お話しいただきましたけれども、一つの公開されているデータの中で道内の自治体の避難行動要支援者名簿に関するものを見ましたが、赤平市の欄では1つ目は、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している避難行動要支援者数がゼロ人と記載してありました。支援者数自体は394人とあるにもかかわらず、ゼロ人となっている解釈の考え方を一つ聞きたいと思ひますし、2つ目は要支援等関係者となる者、これは事前に名簿情報を提供する先と理解するところですがけれども、自主防災組織の欄にはチェックがないということになってしまひて、それはそういう組織がないからと理解すればいいのか、それとその他という欄にも、その他という欄にはチェックが入っているのですけれども、その他というのはどういうふうな考え方で見ていけばいいのか、お聞きしたいというふうに思ひます。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 総務省で公表しております避難行動要支援者の避難行動支援に係る取り組み状況の調査結果の内容と思ひますけれども、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している避難行動要支援者数がゼロというのは、先ほども申し上げましたとおり同意をいただいている方々を取りまとめまして提供することとしておりますことから、提供の実績がないということで記載しているものでございます。また、避難支援等関係者となる者、

事前に名簿情報を提供する先のうち、自主防災組織でございますけれども、当市にはまだ組織がないことからチェックがないものでございまして、その他につきましては消防機関、警察、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会以外の団体でありますけれども、当市におきましては町内会に提供することを想定し、チェックをさせていただいているものでございまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕今いただいた答弁の中での再度確認の意味も込めてですけれども、先ほどの答弁では名簿の回答いただいているのは70%の方はいただいているということでしたが、公表しているゼロ人というのは、その70%の方も公表はしていないという解釈でいいのか、まずその1点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 70%同意いただいているということで、同意はいただいているのですけれども、同意いただいたものをまとめた形の中でまだ関係機関には提供はしてございません。そういう状況でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕今の70%という表現は、前回同僚議員が聞いたときも70%進んでいますということをお話をいただいて、今回も现阶段で70%だということをお話をいただいていますので、全く前に進んでいないという状況を感じ取れるところがありますので、非常に大切な要支援者名簿になりますので、やはり早急に完成させてそういう関係機関に提供していただきたいというふうに思いますし、先ほどの自主防災組織についての考え方は、当市としてはどういうふうに考えているのか確認しておきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） これも前回の議会でもお話しさせていただいておりますけれども、町内会

等々で自主的に防災組織をつくるということで立てられますけれども、その組織に関しましてはそれぞれ自主的に立てられるものでございますので、私ども行政のほうで何かと支援をできるものがあれば支援してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕それで、先ほど道のほうで公表している表の中で、その他というところには町内会等も含まれるというような考え方でいるということであれば、自主防災組織という欄とその他の町内会というのは別物で考えて公表していく方向で考えているのか、どういうふうに解釈をすればいいのか、その辺りとしてどういうふうに考えていらっしゃるか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） もちろん自主防災組織ができれば自主防災組織もそういったデータが必要な部分あると思いますので、そこはでき上がった団体と協議した上で提供できるのかなというふうには考えるところでございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕先ほど70%の話もさせていただきましたが、非常に大事な名簿ですので、いろいろな仕事を抱えながらの作成になると思います。関係課と一生懸命つくっていただきたいと思いますが、それでは要支援者名簿の利用に関してですけれども、近隣自治体では高齢者の見守りに役立つ見守り台帳に関する条例整備を積極的に行っているところも多くなってきているというふうに思います。当市ではそういう方向性をどう考えるか、また情報共有、作業能率のアップという観点から、庁舎内での関係課でのパソコン上での共有に予算づけをして整備してはどうかというふうに思っているところです。例えば住基台帳で更新されたら、要支援者名簿上も見守り台帳上も関係データは全て更新されていくというようなイメージを考えているのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） お話のとおり近隣自治体では、高齢者生き生き支え合い条例だとか高齢者等支え合い条例等の名称で地域の見守りを進めておりましたり、また災害対策基本法においては条例等による特例措置を設けている場合には、改めて本人の同意を得ることは要しないともされておりますことから、条例の策定につきましては具体的に検討してまいりたいというふうに考えます。また、名簿作成につきましては、住民基本台帳システム、福祉システム、介護保険システムとの連結により更新作業もスムーズに行うことができまして、さらに当該事務、特定個人情報取り扱い事務、いわゆるマイナンバー事務というふうになると思いますけれども、名簿のシステムにつきましても、これも改めて検討してまいりたい、このように思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきまして、私たまたま先日読んだ新聞記事で災害時大切なのは地域のきずなというふうに書かれておりました。非常時にはふだんの準備以上のことはできないと、日ごろから地域のつながりを強くすることが大切ということで書いてありまして、そのとおりだなというふうに読ませていただきましたが、そうなったときに、では赤平市自体全体を見てもみますとどうかなと振り返りますと、やはり心配されるところが多いなというふうに思います。そのためにも、ここで質問した内容がスピーディーに解決されることを期待したいというふうに思いますし、名簿作成の答弁でも今言われたように住民基本台帳システムにかかわるか、福祉システムにかかわるか、介護保険システムにかかわるか、答弁は総務課長のほうでいただきましたが、それぞれの課にまたがるというふうに思いますので、ぜひ各課のきずなも強くしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、②、高齢者の居住環境整備について

ご質問します。ア、サービスつき高齢者向け住宅整備の考えと進捗状況について、午前中にも同様の質問がありましたが、もう少し詳しくお伺いしていきたいというふうに思います。平成28年度市政執行方針の中の赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の主な施策の中で、市長はこのサービスつき高齢者向け住宅整備について言及しています。我々議会も議会の報告会の中で各会場で市民より質問を受け、市長は低家賃で入居できる状況を考えているようだというふうに返事をしてきています。

そこで、改めてお聞きいたしますが、現在の進捗状況はどうか、そして考え方はどういうふうにしていくのか、お伺いしたいというふうに思います。お願ひします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） お答えいたします。

サービスつき高齢者向け住宅、いわゆるサ高住につきましては、主に民間事業者により運営されるバリアフリー対応の賃貸住宅で、介護を必要としない自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れ、生活相談員が常駐し、入居者の安否確認やさまざまな生活支援サービスを受けることができる住宅となっています。市内にはそのような住宅がないことから、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略において、高齢者の住まいの確保の施策として建設促進を掲げているところです。サ高住は単なる高齢者向けの住宅ではなく、生活相談や24時間の見守り、さらには特定施設入居者生活介護の指定を受けている一部の施設では、介護職員による食事、清掃、洗濯などのサポート、介護職員や看護師による入浴、食事、排せつなどの介護、機能訓練指導員によるリハビリテーションなど、介護つき有料老人ホームとほぼ同様のサービスを行っているところもあることから、介護などの専門職も必要とされるため、現状では人材の確保が難しいことから、市内ではサ高住の建設計画がない状況となっています。市としましては、建設促進と高額となる入居費用の軽減を図る

ため、建設時の助成制度、補助制度の創設を検討するとともに、あわせて介護人材の確保策を講じた中で、事業者に働きかけを続けていきたいと考えています。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕現在のところ建設などは難しいことなのだなというふうに認識いたしますが、サ高住は次の③の質問の地域包括ケアシステムを構築していく中で、軸になる重要な施設とも言われていますし、介護つき有料老人ホームや特養老などよりも要介護度の低い方でも積極的に入居を受け入れてくれるものではないかと、ひとり暮らしで要介護の低い方にとっては非常に安心できる話になるというふうに思います。つい先日も、2日ぐらい前でしょうか、奈井江町でサ高住が病院内に新たに建設されて運営された話をニュース等で見ましたけれども、そういう意味からも来年度以降にも予算づけをして、積極的に進めていく方針があるかないか、再度お聞きしておきます。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君）サ高住建設推進のネックとなっているのは、やはり従事者の確保でありますので、人材確保施策を行っていく中で、確保にある程度めどが立つ見込みができた段階で事業者の意向を確認しつつ、支援策の実施時期を検討していきたいと考えています。いずれにしても必要性は高いものと認識をしています。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕必要性は高いということで認識をしていただいているようですので、ぜひともクリアしなければいけないことはあると思いますけれども、頑張っただけだいたいと思えますが、高齢化率が現在45%に近い赤平市ですから、まだまだお一人でも元気に生活されている方も多いため、でもそういう元気に生活されている方も不安を日々抱えてひとり暮らしをされている方と

いうふうに思いますので、どうか積極的に進めていただいて高齢者の方が長く赤平に住んでいけるよう整備へ結びつくようお願いいたします。

続きまして、イ、介護施設拡充と専門職の養成についてお伺いいたします。これも午前中に同じような質問もありましたが、私は施設拡充についてもあわせてお伺いしたいというふうに思いますので、この2点につきまして聞いていきたいというふうに思いますが、この2点も市長の市政執行方針の中で言及されている内容でございまして、当市において拡充が必要だというふうに思って打ち出されているものだというふうに思いますが、まずは拡充についてどのように拡充支援策をしてきていたのか、状況はどうかというのを確認したいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君）介護施設の拡充につきましては、本年度有料老人ホームが増築され、29名の新たな入所者を迎え入れることになっていきます。また、他の高齢者施設におきましても増床計画を持っている事業所もあり、それが完成することによって施設等入所を希望する待機者の軽減につながっていくものと考えています。特別養護老人ホームの市内2施設では、多数の入所待機者を抱えています。その解消を図るために施設の増床を行うことにより、65歳以上の方々が負担する介護保険料の増額に直結することから、保険料とのバランスを図ることが重要であり、今後の特養以外の施設等の整備状況や高齢者人口の推移を見きわめた中で、必要性を判断していくものと考えています。介護が必要な高齢者が施設の入所だけに頼るのではなく、在宅での介護サービスと地域の皆さんの見守りなどの支援を受けながら、住みなれた地域において自立した日常生活を末永く続けられるよう在宅介護サービスの充実を進めていかなければなりません。市内の介護サービス事業所では介護職員の不足などから、サービスの提供ができずに、やむなく他市の事業所を利用せざるを得ないこともありますことか

ら、まずは介護職員の人材確保が必要と思っています。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕一つちょっと確認したいのですが、今年度拡充に向けての支援策を何か講じてきたかというところをちょっと確認しておきたいのですが、お願いいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君）特に実際に施設の増築あるいは増床に向けた取り組みというのはございませんが、先ほどもお答えした中で今後増床に向けた施設の、予定では30床程度ということをお聞きしておりますが、そういった施設の増床計画につきまして、いろんなアドバイスあるいは道への橋渡しだとか、そういったことの取り組みは行っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕相談を受けたりとか道への橋渡しということで支援策を行ってきたというご答弁をいただきましたけれども、支援の方法といいますか、意味といいますか、それがもう少し違う方向に進んでいかなければ各事業所もやっぱり相談をして受けてもらうだけとか、道への橋渡しだけでは、やっぱり拡充へなかなか民間側も進んでいけないのではないかなというふうに感じるところもあります。拡充の話が出ると、答弁では必ず増床による保険料の増額があってバランスを図るということで言われてきますけれども、ではどのように増床して保険料増額になってバランスを図っていかなければいけないかという具体的な策が考えられているのかどうか、聞いておきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君）特養を例にしますと、1床増床することによりまして、65歳以上の1号被保険者の月額介護保険料は当市では十

四、五円上昇することになります。年金が主な収入の高齢者にとりましては、年金支給日ごとに引かれる保険料の負担が重いものとなっていきます。市内では在宅介護サービスをサービス利用者と施設入所の比率ではおおよそ8対2の比率で、圧倒的に在宅サービス利用者が多くなっていますが、介護報酬として支払われる額では4対6と逆に施設入所者への給付が多くなっていますので、給付費を抑えるためには施設の増床はなるべく最低限の数に抑える必要があります。積雪寒冷地で独居世帯が多い当市では、施設入所を希望する高齢者も多数いますが、在宅サービスを利用した中で、少しでも長く在宅生活が続けられるよう支援していくことが介護報酬の抑制にもつながり、保険料の上昇を抑えることにつながることから、在宅サービスの充実を図っていくことはあると考えています。

また、若い世代のうちから正しい生活習慣を身につけ、生活習慣病を予防していくことは認知症の予防や高齢となっても元気に生活できることにもつながっていきますので、市民の健康づくりにも引き続き取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕具体的なといいますか、増床は最低限に抑える考えであって、在宅サービスの利用で少しでも長く在宅生活が続くよう支援をしていただけるということと、未然に早い段階で健康づくりに若い世代にも取り組むように促していくというような内容であったかというふうに思いますので、しっかりPRをしていただきたいなというふうに思います。

次に、専門職養成についてのほうに移りますが、拡充の質問の中でも介護職員の不足からサービスの提供ができず、他市の事業所を利用しているとありました。そのようなことの解消のために、どのように専門職養成に対してのお考えがあるのか、また市政執行方針の中では新規就労者の確保ということでお話がありましたので、どのように進んでいるのか、

お聞きいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 介護職員の確保のため、創生総合戦略におきましても施策に掲げられていますことから、市と社会福祉協議会では介護人材の確保のため、今までのヘルパー養成研修に変え、在宅施設を問わず介護の知識と技術の習得を目指す介護職員初任者研修を開催するため、検討を進めているところです。研修の時間数や範囲など履修すべきカリキュラムが大幅にふえることから、講師や実習先の確保など解決すべき課題がありますが、29年度開催を目指し、引き続き取り組みを進めていきたいと考えています。また、新規就労者の確保のため、一部の事業所では介護職養成校の実習生を受け入れています。養成校で学ぶ学生が大幅に減少していることから、実習に来る学生が減少し、養成校からの職員確保も厳しい状況になっているとお話を伺っています。ある養成校では、就職先が多数選択できることから、学生は都会志向が強く、地方の事業所への就職希望者は少なく、地元出身者の進学者をふやしていくことが人材確保につながっていくのではとお話をいただきましたので、それらについても検討しなければならないと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまの答弁でもあるように、専門職の免許を習得しても赤平に就職先がないと難しい話だったり、あとまた就職先があっても専門職がないという難しい話になったりということになると思いますので、そういう意味でも拡充への支援のあり方も含めて同時に検討が必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、しっかり再度検討して行ってほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いいたします。国が進めているものではありますが、2025年をめどに全ての自治体に構築を

求めているようですので、当市にとっても考えていかなければならないことですし、②の質問でもありました高齢で介護が必要となられても住みなれた地域で生活ができる状況に近づくとと思います。市長も執行方針の中で進めていくと言っておりましたが、しかしその構築には難しさもあり、システムの構築には5つのサービスを一体的に受けられる支援体制をつくらなければならないそうです。そこで、当市はその構築へ向け、どのようなお考えで準備を進めているのか、お聞きいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） いわゆる団塊の世代と言われている方々が全て75歳以上になる2025年を見据え、国は全ての市町村に地域包括ケアシステムの構築を求めています。地域包括ケアシステムにおいては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供できる体制づくりが必要とされ、在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援、介護予防サービスの充実強化に重点的に取り組んでいくことが必要とされます。地方の小規模自治体におきましては、これらを包括的に提供できる体制を確立させるためには、医療や住まいの確保など大きな課題があり、確立までには時間を要しますが、できる範囲の中で取り組みを少しでも進めていくことにより、高齢者が施設入所だけに頼ることなく、在宅での生活が可能な限り続けられるよう引き続き必要な支援を行っていききたいと考えています。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 やはりまだまだ進んでいなくて、課題も多いということなのかなというふうに思いますけれども、ただいま答弁の中でその中のできる範囲の中で取り組みを少しでも進めていくとおっしゃっていた内容が、もう少し詳しくどのようなことがあるのか、もしあれば聞いておきたいというふうに思いますので、よろしく願い

たします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 地域包括ケアシステムでは、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供できる体制づくりが求められています。介護及び介護予防での支援は現状でも提供体制はほぼ整っていると思っています。生活支援につきましては、介護予防、日常生活支援総合事業への取り組みの中で既存のサービスと新たなサービスを行う体制づくりを進めていますので、それらにおいて高齢者支援が可能と考えていますが、当市では医療部門で特に在宅の24時間対応への取り組みが最大の課題となっていますので、医師会等の協力をいただきながら、可能な範囲で少しでも取り組みを進めていきたいと思っています。また、住まいにつきましては、サ高住の建設等による住環境の整備を図っていききたいと思っていますが、先ほどお答えしたような課題の解決が必要となっております。

また、認知症施策の推進としましては、認知症初期集中支援チームを発足させ、認知症の人やその家族への支援に当てるため専門医の協力を得ながら、包括的支援センター職員を中心に支援チームの発足に向け、現在取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕今の再質問の中でも同じように可能な範囲で少しでも取り組みを進めていきたいというような文言がありましたけれども、できる範囲と言葉が違うだけかなというふうに思いますが、たくさん課題が答弁に出てきましたので、ぜひその課題を解決へ向けて行っていただきたいというふうに思いますし、地域包括ケアシステムの構築というのはこの質問の中で出したようにサ高住の建設、それから施設の拡充に力を入れる必要はないと思いますけれども、専門職の養成、そういうのが全部連なって地域包括ケアシステムの構築につながっていくというふうに思いますので、今後もしっかりシステム構築に向けてご努力していただき

たいというふうに思いますので、お願いいたします。

この構築システムですけれども、やはり超高齢社会を迎えた今このシステムで求められているのは、慢性疾患を抱えている利用者本人の人生、生活をいかに支援していくかというのが重要になってきますので、国ベースではなくて自治体ベースで取り組んだときに、やはり施設から在宅へという考えのシフト変化や医療と介護の連携がどうつくられているか、それから地域間格差、先ほど言われたようにやっぱりよいサービスがあるところに流れていくという形になっていきますので、そういう地域間格差という問題でサービスのあり方に大きな差が出てきたら地元よりもよいサービスのほうへ流れてしまうという、転居してしまうおそれも出てきます。さまざまな課題が見られますが、大切なのはやはり要介護、要支援の高齢者をどう支援していくかということにつながっていくと思いますので、しっかりお願いしたいなというふうに思います。

それにつながりますけれども、④番に行きますが、地域医療の確保について、ア、自治体病院としての考え方についてお伺いいたします。都道府県では2015年4月、地域医療構想の策定をしているようですが、当市にはそういう地域医療に対する検討はされているのか、また先ほど言ったように医療と介護の関係性がこれから重要視されてくるというふうに思いますけれども、③のケアシステムの構築で考えたときの自治体病院としての立ち位置、考え方はどう考えるか、また地域医療構想の調整会議のような、仮称ですけれども、そういうような関係者が意見を交わす場というのはつくられているのかどうか、重ねてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君）自治体病院としての考え方につきましてお答えをさせていただきます。

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を担っているところですが、全国的にも依然として医師不足

等の厳しい状況が続いており、また人口減少や少子高齢化が急速に進展をする中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことがますます求められています。こうした状況の中、国は都道府県に対し、医療法に基づき各地域の医療提供体制の将来像を示す地域医療構想の策定を義務づけ、また病院事業を設置する地方公共団体には地域医療構想を踏まえた上で、各公立病院の果たすべき役割を明確にした新公立病院改革プランの策定を求めておりまして、当院でも今年度内の策定に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

また、平成26年には医療介護総合確保推進法が公布をされまして、地域包括ケアシステムの構築を目的の一つとして掲げておりまして、地域医療構想の中でも将来の在宅医療の必要量を示すこととしているなど、医療と介護が総合的に確保されることが求められています。特に中小規模の公立病院にあっては、介護保険事業との整合性を確保しつつ、在宅医療に関する役割などを示していくことが求められています。医師を初めとする必要な医療スタッフをいかにして確保していくかなど、多くの課題がございます。当院としましても、地域において必要な医療提供体制の確保を図りながら、安定した経営のもとで地域医療、不採算医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていかねばなりませんので、介護健康推進課との協議を中心に民間の医療機関、介護事業所など地域におけるさまざまな関係機関と連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 1点確認なのですが、先ほど僕が仮称だと言いました地域医療構想の調整会議のような意見を交わす場というのは、ただいまの答弁の中でいう関係課や民間医療機関、それから介護事業所などのさまざまな関係機関と連携しながらというところがそれに当たるという

考え方でいいのか、確認しておきたいと思います。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） そのとおりでございます。介護健康推進課を中心に今後その会議体の検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。

それでは、続けて再質問に入りますけれども、地域医療の運営上、幾つか必要と思われることがありますけれども、1つにデータに基づいた病院経営が求められてくるというふうに思います。いわゆるレセプトとか患者の受療行動や医療需要、それから病床機能報告制度などの医療供給に関するものなど、さまざまなものが今後データ化されていくというふうに思いますけれども、そのデータ化での対応になる中で、そういう点は今後あかびら市立病院としてはどう考えていくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

システム関連の整備につきましては、本年3月より電子カルテを導入したことによりまして、患者様に関する各種データを一元管理できるようになり、さらに事務作業の効率化も図られているところでございます。また、経営面におきましても、こうしたシステム関連の整備によりさまざまなデータの分析が可能となりましたので、経営効率の向上、改善に向けて活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 このデータの件について、もう一点確認したいのですが、近隣市町村の病院とのデータ上での共有と申しますか、受療記録と申しますか、患者さんの情報がデー

タ上で素早くやりとりができることで、患者さんに対する負担を軽減できるというような考えもあると思いますが、そういうのが構築されていてしっかり運営されているかどうかというのが、あかびら市立病院にとって今後も役に立っていくのではないかと思います。そういうのがあるかどうか確認しておきたいと思います。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

近隣とのシステム関連の連携についてでありますけれども、本年7月から中空知地域の6自治体病院で芦別、赤平、滝川、砂川、歌志内、奈井江でございますけれども、診療情報を共有するシステムとして、そらネットが稼働しております。このシステムは、必要な医療情報を素早く正確に確認できることにより、適切な治療を行うことが可能となり、転院や入院あるいは退院後の通院などの場合において、切れ目のない、質の高い医療を受けることができるようになるなど、患者様にとって多くのメリットがございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 近隣市町の病院同士でやっぱりそういう情報のやりとりがあると患者さんにとって負担が減るとするのは、やっぱりそのとおりだと思いますので、しっかり、ただ情報が漏れないという、そういう大事なところもありますので、そういうところに非常に気をつけながらやっていただくと、患者さんにとっての負担は減るかなというふうに思います。

次に、医療機能に沿った経営がデータの運営上の後に求められてくるかなというふうに思いますけれども、例えば医療機関同士のバランスのとれた医療機能の分科、連携の推進などもそうでしょうけれども、今後は4つの医療機能の将来ニーズを予測する必要が求められてくるというふうに思います。例えば慢性期で療養病床の区分1の入院患者さんは、70

%が在宅医療へ移行する前提でこういうふうを考えられていくというふうに思うのですけれども、それによって当院のような療養病棟入院基本料が2の病院にとって、病棟の稼働率が確実に上がりづらくなるというふうに思うのです。そうなったときに、それを踏まえて病院として考えがどのようにお持ちなのか、それからどれぐらい影響が響いてくるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） 将来的に病床の稼働率を維持していけるのかというご質問でございますけれども、現在策定作業中の新公立病院改革プランにおきましては、地域医療構想との整合性も図るわけでございますけれども、平成32年度までは現在の病床数を維持していくことになるであろうと考えております。ただし、それ以降につきましては地域包括ケア病床等への移行も含めまして、病床機能のあり方について再度検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 地域医療の中心機関として、また自治体病院としてなかなか難しい問題がたくさんあるというふうに思いますけれども、地域住民にとってはやっぱり大切な機関の一つというふうに考えております。ただ稼働率の病床数の維持の年数の話ですけれども、そこは柔軟な検討もできるように踏まえて、含めて今後も情勢を見きわめていただきたいというふうに思いますし、やっぱり第一は患者さんへの配慮だというふうに思います。入院患者さんもそうですけれども、やはり外来に來られた患者さんや、それから救急時にかかる患者さんへの対応というのも非常に先ほど答弁でもありましたように、医療スタッフもしくは医師の確保が難しいという中で、運営をしていかなければいけないというふうに思います。患者さんにやっぱり配慮が足りなくなると患者さん自体がよその病院に行ってしまうということになれば、運営面で苦しく

なっていくのは、これ当たり前のことだというふうに思いますので、ぜひとも患者さんへの配慮を忘れず、今後も運営のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

大綱2に移ります。大綱2、地域資源を活かしたまちづくりについてに入ります。①、文化財の保護について、文化財とは文化的活動によって生み出された有形、無形の文化的所産と言われております。その中でも幾つかに分かれていまして、先ほど述べた有形、無形のほか、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財などというふうに言われております。そして、当市においても炭鉱遺産に限らず、農業や歴史的建造物や物といったものが数多く点在しているというふうに思います。

そこで、アの社会教育の推進の観点から見た考え方についてお伺ひしたいというふうに思いますが、教育行政執行方針の中で教育長も文化財保護行政という項目を挙げて、郷土の文化財保護を目的とした学習講座の開設や基本方針を定めるなど、体制の強化を図ると言われております。当市における文化財に対する方向性や考え方はどういうふうに考えるのか、お聞きしたいというふうに思います。お願ひいたします。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 社会教育の推進の観点から見た考え方についてお答えいたします。

文化財に対する方向性や考え方については、文化財を守っていかなければならない、歴史の中で失われてはいけない、次の世代に伝えていくべき価値を持っているものとしての理解を深め、重要性を伝えなければならぬと考えます。しかし、平成25年度に赤平市郷土館を解体し、資料につきましては赤平市公民館に保管、平成26年度には赤平市炭鉱歴史資料館が休館となり、完全公開はできない状況となっております。現在赤平市指定文化財においては、奈江沢遺跡出土の棍棒形石器は、市コミュニティセンターに展示され、赤平市無形文化財の住吉獅子舞は、住吉獅子舞保存会の意向で住吉獅子会館に展示され

ております。また、本年7月には、住石マテリアルズ株式会社より旧住友赤平炭鉱立坑櫓とその周辺建物について、産業遺産として大変価値のある建造物の譲渡を受けたところであります。

現在公開できていない郷土の資料等につきましては、さきに策定されました赤平市公共施設等総合管理計画に基づき、仮称ですが、赤平市歴史資料館を整備する予定となっております。整備の方針としましては、今までの郷土資料展示のほか、市の文化財や考古資料、民俗資料、美術関係も含め総合的に収集、展示して市内の小中学校や地域住民の文化財保護への理解を深める場として整備していく方針です。また、炭鉱遺産につきましては、現在協議中であり炭鉱遺産活用検討協議会の基本構想に基づき、旧住友赤平炭鉱立坑櫓等の保存、活用に向けた整備の中で国の重要文化財の指定を目指し、資料の整備や調査研究、炭鉱遺産の総合的な維持管理を行います。このような文化財の歴史を学ぶ学習講座につきましては、今年度は中学校からの要望により当市の学芸員補による歴史、文化に関する出前授業を行い、これからも要望があれば小中学校に出向いて文化財保護の重要性等を伝えてまいります。

また、特に文化財保護行政に関する基本方針として定めてはおりませんが、赤平市社会教育中期計画や社会教育推進計画の中で示してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕なぜ文化財を保存しなければいけないのかということですけども、文化財にはやはり忘れがちな大切な価値や目に見える物とは違う価値があるというふうに感じます。目に見えないが、人間の歴史の中で失われてはいけない、次世代に伝えていくべき価値を持っているものということも感じるところであります。教育長も体制の強化など等述べられていらっしゃると思いますので、赤平の礎を未来へと受け継ぐためには文化財保護行政の根幹というふうに述べていますので、さらに進展を期していくと言われていました

から、しっかりと準備や検討、体制づくり、それから説明責任を果たして市民への理解をしっかりといただきながら努力をしていていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

関連しまして、イのまちづくりの観点から見た考え方についてお聞きしたいというふうに思います。ただいま社会教育の観点から、文化財についてお伺いいたしました。この整備される文化財の形をいかにまちづくりとリンクさせ、人を外から呼び寄せる材料にできるか、ここが大切になってくると思います。点在している文化財をいかに集約し、見せ方を考え、そこからまちの至るところへ波及させるか、そのような考えのもと予算をお持ちの理事者側の考えをお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 文化財保護のまちづくりの観点から見た考え方についてお答えをさせていただきます。

現状先ほどお話もありましたが、赤平市の指定文化財としては棍棒石器と住吉獅子舞の2つとなっておりますが、このほかにも空知の炭鉱関連施設と生活文化が北海道遺産に選定されており、また赤平立坑櫓と関連資料が産業考古学会推薦産業遺産にも認定されております。また、指定等のほかにも文化や芸術といった観点から赤平火太鼓を初め石飛博光氏の書道作品、各種道展等の美術作品、閉校となった学校の資料など、さまざまな芸術、歴史、文化財が存在しております。近年全国的に地域文化財をまちづくりとして活用する機運が高まっておりまして、本市といたしましてもしっかりと歴史、文化を継承し、次世代の子供たちを含め、市民に地域の誇りと愛着心を育むことが重要でありますし、また現在炭鉱遺産に関しましては日本遺産の認定などを目指しております。文化財の内容によっては観光要素を含め市外から多くの方々にまちに呼び込むことが期待できます。そのためにも、現状休止となっております施設の再開や文化に関連する複合施設の整備を

進めていくことを検討いたしまして、まちの活性化のためにもこの文化財の有効活用を図ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 まさしくただいまの答弁にありますように、日本遺産の認定などを目指して観光要素を含めたときに、外から中へ人どのように呼び込んでいくかという対策が必要になってくるというふうに思います。そのための見せ方で、複合施設の考え方、それからまちの活性化のために今後はやはり限りある財源のしっかりとした予算配分と国、道からの交付金などを確保しながら、前へ進めていただけたらというふうに期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

最後の大綱に入ります。大綱3、豊かな未来をつくる学校教育について、①、義務教育9年間の学びのあり方とその後の教育への連続性についてお伺いいたします。先ほど来、行政視察ということで、議員のほうで視察に行ってきましたということで、質問の中で皆さん取り入れているというふうに思いますけれども、私も10月に視察研修で京都府京田辺市にありますNPO法人の京田辺シュタイナー学校という民間学校にお邪魔いたしました。ここは9年間の義務教育、いわゆる小学校1年生から中学校3年生までと高校3年間の教育を同じ屋根の下で学び、子供の成長段階に合わせ教育環境を変え、子供の考える力や感性を磨くというものでした。1年生から8年生と言われているのですが、いわゆる中学2年生までは視覚教材を使って独特なエポック授業なるものを行い、聞く能力を高めたり、反面大人の見守りを強化して自由勝手にはさせない、しかし高等部になると子供に任せ、信頼する教育体制へ切りかえると、方法も変えて9年生、10年生、いわゆる中3、高1と言われる学年は職業体験を行います。11、12年生、いわゆる高校2、3年生になると将来のことを考える時間をふやして、労働実習を行って卒業研究へ時間をかける、この学校の運営は保護者と学校、

教育分野は教育者が責任を持ち、考えていくという
ような非常に興味深い教育方針の研修でした。

こういう考えも一つあるのかなというふうに思
いましたが、やはりメリット、デメリットというの
はあると思いますので、整理した上で当市の教育にも
取り入れることはできないかということで、学校教
育課のほうにお聞きしたいというふうに思います。
お願いいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 義務教育9年間の
学びのあり方とその後の教育の連続性についてお答
えいたします。

議員がご視察のシュタイナー教育を実施している
学校は、一部文科省より認可された学校法人はある
ようですが、多くはNPO法人が運営するフリース
クールの位置づけになりますので、その場合は公立
の小中学校に在籍したまま通学することになりま
す。シュタイナー教育は、感受性や創造力、自分で
考える力を育てることや芸術的なセンスを育てるこ
となどのメリットは十分あると考えますが、無認可
の学校の場合は大学進学時に高卒認定試験受験が別
途必要になることや、公立の小中学校に通学する場
合は、原則無償ですが、授業料等毎月の費用が必要
になることなどのデメリットもあり、その学校を選
択し、入学及び転入学するのはあくまでも本人及び
保護者の意思によるものと考えるところです。

議員ご質問の公教育に生かすことができる部分
があるのではという点につきましては、子供の自主
性を重んじることはとても大切であり、今後本市
においても小中一貫あるいは小中連携教育を目指
すとき、義務教育9年間でどのような児童生徒を
育成するのか、その連続性において参考になる点
も多々あると考えます。北海道内では、豊浦町
に学校法人北海道シュタイナー学園いずみの学
校というところもありますので、今後どのような
視察研修を行うことができるのか、関係者と検
討してまいりたいと考えますので、ご理解くだ
さいますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまご答
弁をいただきましたけれども、前半の答弁は課長
のほうで調べていただいたのだなというふうに
思いますけれども、当市の学校をそうなるよう
に、またそういうふうにつくってはという考
えではないので、ぜひお間違えにならないよう
にお願いしたいというふうに思いますし、高校
がなくなってしまう以上、高校生は他市に行
かなければいけない、ただこういう教育の方
針があったら、自分のまちでも高校生もやっ
ていけるというようなこともあるという観点か
らですので、そういう観点からお聞きしまし
た。逆に後半の答弁のように自主性を重んじ
ることや教育行政執行方針にも挙げられてい
るように、学びの連続性、系統的な教育、ま
た教師力、学校力の底上げなどにもこういう
教育方針というのはヒントになるものが多い
のではないかなというふうに感じますが、ど
うしても学習指導要領との兼ね合いで進め
ないところも多く出てくるというふうに思
います。新年度予算へ向けた考え方で、自主
性を重んじる、学びの連続性、系統的な教
育、また教師力、学校力の底上げなどは、ど
のように反映されていくのかというところ
をお考えをお聞きしたいというふうに思
いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 新年度予算
に向けた考え方で、自主性を重んじる、学び
の連続性、系統的な教育、教師力、学校力
の底上げはどのように反映されるかにつ
いてということですが、教育行政の執行方
針でお示ししているよう、その向上は教
育の目指すところとは考えるところであ
りますが、また長期的に徐々に進んでい
くものとも考えております。現在にお
いても、幼小中それぞれ連携を図るべく
情報共有を行っているところでもあり、
また赤平市教育研究推進協議会にお
いて、小中の教員がそれぞれ部会設
置して検証を行い、教師力の向上
を目指しております。平成29年度につ
きましても、これら政策を継続して
まいりたいと考えております

ので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁をお聞きしますと、大きく真新しい施策への展開はないのかなというふうに感じますけれども、だからこそ新しい分野に目を向けて見る必要性も感じるころかなというふうに思います。

こども園の検討、統合中学校への対応、そしてこの先にある小学校への統合問題と山積みの教育環境問題を対応するにはなかなか大変でしょうし、未来の問題解決だけにとどまらず、今ある問題への現状の対応にも追われているというふうに思います。病院の病棟問題、消防庁舎問題等大きな問題は一つ一つ解決してきた今だからこそ、先ほど来職員配置の件で市長、副市長質問されてきましたけれども、あえて答弁は求めませんけれども、どうかこれからは市長の言うオール赤平で教育の分野にも目を向けた考え方で進んでいただきたいというふうに思います。委員会の体制の強化などやはり検討していただけたらなというふうに感じるころも強くありますし、教育委員会サイドも前向きな発想と赤平で教育を受ける子供たちがどうなってほしいのかという気持ちで奮闘していただきたいというふうにお願ひして、私の質問を終わります。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時49分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)